

第九十六回国会 衆議院 外務委員会 議 録 第 二 一 号

昭和五十七年三月十九日(金曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

委員長 中山 正暉君

理事 愛知 和男君

理事 奥田 敬和君

理事 高沢 寅男君

理事 玉城 栄一君

理事 麻生 太郎君

理事 木村 俊夫君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 佐藤 一郎君

理事 山下 元利君

理事 井上 普方君

理事 小林 進君

理事 野間 友一君

理事 伊藤 公介君

理事 稲垣 実男君

理事 川田 正則君

理事 土井たか子君

理事 渡辺 朗君

理事 石原慎太郎君

理事 北村 義和君

理事 小坂善太郎君

理事 竹内 黎一君

理事 井上 泉君

理事 河上 民雄君

理事 林 保夫君

理事 東中 光雄君

理事 櫻内 義雄君

理事 都甲 岳洋君

理事 木内 昭胤君

理事 淺尾新一郎君

理事 枝村 純郎君

理事 加藤 吉弥君

理事 深田 宏君

理事 柳 健一君

理事 栗山 尚一君

理事 門田 省三君

理事 福永 英男君

理事 与厚生課長

理事 警察庁警務局長

理事 委員外の出席者

委員長の異動

昭和五十六年十二月二十三日

辞任

坂本三十次君

同日二十五日

辞任

飛鳥田一雄君

同日

勝間田清一君

外務委員会調査 室長 伊藤 政雄君

委員の異動

補欠選任 兵輔君

同日二十五日

辞任

飛鳥田一雄君

同日

北村 義和君

同日

藤本 孝雄君

同日九日

辞任

東中 光雄君

同日

北村 義和君

同日

藤本 孝雄君

同日

北村 義和君

同日

藤本 孝雄君

辞任 井出太郎君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日九日

辞任

不破 哲三君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日

三月十二日

辞任

井出太郎君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日九日

辞任

不破 哲三君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日

林 保夫君

同日

三月十二日

辞任

井出太郎君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日九日

辞任

不破 哲三君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日

林 保夫君

同日

大内 啓伍君

同日

林 保夫君

同日

日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めめるの件(条約第一八号)(予)

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案(内閣提出第六〇号)

一月二十六日

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願(串原義直君紹介)(第一三〇号)

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准促進に関する請願(小沢和秋君紹介)(第一三〇号)

二月四日

日米安全保障条約廃棄等に関する請願(安藤巖君紹介)(第一九五号)

同(野間友一君紹介)(第一九六号)

同(東中光雄君紹介)(第一九七号)

同(不破哲三君紹介)(第一九八号)

核兵器持ち込み反対等に関する請願外一件(四ツ谷光子君紹介)(第二一五号)

同月十七日

核兵器持ち込み反対等に関する請願(藤田スミ君紹介)(第六八九号)

三月十日

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約早期批准に関する請願(和田耕作君紹介)(第一一八五号)

世界平和の実現に関する請願(和田耕作君紹介)(第一一八六号)

朝鮮民主主義人民共和国へ帰還した日本人妻の安否調査に関する請願(森中守義君紹介)(第一二二八号)

同月十五日

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約早期批准に関する請願外二十一件(青木正久君紹介)(第一二八〇号)

同外一件(長谷川峻君紹介)(第一二八一号)

同(浦野休興君紹介)(第一三二七号)

同(鍛冶清君紹介)(第一三三九号)

同(長谷川峻君紹介)(第一三八〇号)

は本委員会に付託された。

二月二十四日

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約批准に関する陳情書外五件(和歌山県議会議員山崎利雄外十二名)(第一四号)

核兵器廃止に関する陳情書(東大阪市議会議長加茂健三)(第一五号)

非核三原則の堅持に関する陳情書外一件(愛知県果南設楽郡鳳来町議会議長小石市郎外一名)(第一六号)

朝鮮の自主的平和統一促進に関する陳情書外二件(岡谷市議会議長竹村武治外二名)(第一七号)

同(愛媛県周桑郡小松町議会議長首藤敏雄)(第一一四号)

高麗民主連邦共和国創立に関する陳情書外七件(岩手県紫波郡南村議会議長兼平継雄外七名)(第一八号)

北朝鮮帰還の日本人妻の安否調査等に関する陳情書外一件(山口県議会議長吉永茂外一名)(第一九号)

国際連合地域開発センターの拡充強化に関する陳情書(愛知県議会議長久保田英夫)(第九八号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約の締結について承認を求めめるの件(条約第三号)

千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の

文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件(条約第四号)

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出第三八号)

国際情勢に関する件

○中山委員長 これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。この際、外務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。外務大臣櫻内義雄君。

○櫻内閣務大臣 外務委員会の皆さんに大変御無理をお願ひしておる次第でございますが、明日から二十五日までアメリカの方へ所用で参りますので、その間いろいろと勝手をお願いし、御無理を申し上げることが多いと思っております。お許しをいただきまして、また訪米に際しての皆様の上の御支援、御鞭撻をお願いしたいと思います。

ここに委員長初め委員の皆さんにめぐれどもよろしくお願ひを申し上げ、ごあいさつといたします。

○中山委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。奥田敬和君。

○奥田(敬)委員 大臣、あすからの御訪米どうも御苦労さまでございます。

私も久しぶりに質問に立つもので、勝手が違っておりますけれども、日米問題に視点をしぼって、私見を交えながら大臣の所信を伺うという形で進めたいと思っております。

大体カラスの鳴かぬ日はあつても最近の貿易、防衛をめぐっての対日批判の報せられぬ日はないくらいは過熱ぶりでございます。国内報道ばかりは新聞、テレビ、週刊誌、月刊誌を問わずすけれども、こういった日米の経済摩擦あるいは対ソ脅威を中心とした国防問題、戦争前夜のような印象を国民は抱いておるわけでございますけれども、大臣、私はこれにはやはり功罪二面あると思っております。マスコミの方は罪は何だと言つて不愉快な顔をされるかもしれないが、功の方は、何といつても認識の変化と申しますか、この国際社会における日本果たすべき役割りといったような形の中で、国際化社会の中でのいき方というものに対する国民の認識の変化というものはやはりプラスの面として挙げられると思っております。

ただ、マイナス面は、過度なおどし、アメリカの圧力という形に映ることで、このことがもう一部で反米感情をおおるような結果になっておればせぬかということをおもっております。日米の基本姿勢あるいは日米の基本環境は揺らいでいないにもかかわらず、それがまるで根幹から崩れ落ちているような報道ぶりからの印象でございます。私は遺憾だと実は思つておるわけでございます。これは最近のことの貿易摩擦、防衛問題の展開よりは確かに深刻な面があります。日米双方が対応を誤ると、この三十年間ようやく成熟の道をたどってきた形にも非常に大きな危険がひそんでおることも私も認めておるわけでございます。外交を担当せられる大臣の責任たるやここできわめて大きいわけでございますが、質疑に入る前に、時間制約がありますけれども、大臣、どうなんでしょうか、向こうで大統領、國務長官等々とお会いになると思つてすけれども、どんな方にお会いになる御予定でしょうか。

○櫻内閣務大臣 奥田委員のおっしゃるように、大変厳しい日米間の状況の中に今回の訪米ということになりました。昨年の伊東外務大臣以降ちょうど一年、日本の外務大臣の訪米は行われておらないわけでございます。そういうことでありまして、米首脳とお会いをする、こういうことでレীগン大統領、ブッシュ副大統領、ヘイダ國務長官を初めといまして、そのほか経済閣僚の皆さん方とは食事をともにしながら懇談をする、こういうような計画でございますが、何といつても大統領、副大統領、私の相手になるヘイダ國務長

官との会談が最も重要なもので、私としてはこの三つの会見を大きな目標として訪米をする考えでございます。

○奥田(敬)委員 大臣、上院、下院の外交委員長らとはお会いにならないのですか、お会いになるのですか。

○櫻内閣務大臣 上院、下院を訪問いたすことにしております。そして先方の御配慮で関心のある主たる議員の方々、これは大使館の方で適切な人選やお断りいたしました。そして簡単なお茶の会をしながら懇談をする予定にいたしております。

○奥田(敬)委員 大臣のお顔を見ておると余り深刻な悲感を持って行かれないようですから大変結構だと思ひます。あなたの御訪米に国民は熱い関心を持って居ることは当然ですけれども、こういう時期です、おみやげは何があるんだろうかという期待をする人もいませぬし、いないなといったからおかしいですけれども、また、こういう時期だからえらいたかたかたくるんじやないかという心配をする人もいませぬし、また、まあいやな時期に行くなあと行ってやばり心配とあきらめを持って居る、いろいろな声があると思ひますけれども、私は、そういう形は一切考えなくていいと思ひます。考えなくていいと言ったら生意氣ですけれども、むしろ、この六月に開かれるパリの経済サミットを控えて、初めて外務大臣として米国の首脳とパーソナルレシジョンと言いますか、面識を深めてくる、そしてさらに、同盟関係にある、共通の土俵に立っている同盟国としての、そういう形の中で国際責任をどう果たすかという大きな見地から彼らと話し合つてくるという意味で、当面する世界情勢、日米関係全般についてクルールに、建設的な役割を日本はどう果たすべきかという形を含めて、これらの首脳とお話し合いを進めていたいただきたいことを私はお願いいたします。

そこで、こういつた最近の過熱ぶりと違つて、

日米の基本関係は揺らいでないと思ひます。一部に、安保を改正しろあるいは日本の経済と安全は米国の納税者の負担によって賄われていふんだというふうないろいろな意見、圧力めいた、おどめいた意見もあるわけですが、それは決してアメリカの本當の流れではないのであつて、日米関係の基本というのには揺らいでない。だ、そういう共通の土俵に立って居るんだという形では見ておりますが、大臣、どうですか。こういつた形で、今度向こうへ行つて、余り神経質にならないで、そういう首脳との会談を進められるのか、基本的な日米間の関係を揺らいでないという私の視点も交えて、お考えをちよつと聞かせてください。

○櫻内閣務大臣 現在、お話しのような、新聞にきわめておるさまざまな意見が出ておる、また、言はずもがなであります、こういう際で大きな貿易上のインバランスがある、こういう際でありますから、したがつて、やはりこの際、外務大臣が米当局最高責任者と腹藏のない意見交換をする必要性は私はあると思ひます。特に、日本は好むと好まざるにかかわらず、戦後、日本安保体制を基軸としての外交を進めてきた、日本外交の中で最も重要な分野であるわけでございます。したがつて、日米の間で意思統一が常に図られなければならない。従来とも日米間の対話はいろいろな形で繰り返し行われておるわけでございますが、昨年の伊東外務大臣以来のことを考えますと、ちょうど一年ぶりに私が参りまして話し合つたということも、今後の日本外交の上に、また、日米の国際的な現在の地位からいたしまして、国際関係に寄与するところあるものと思ひて、先方へ参る考えでございます。

○奥田(敬)委員 大臣、私は、現在の貿易摩擦、防衛問題等々、すべてアメリカの圧力から起きて居るんだというふうな考え方がやはり大方の国民の中にあるのですよ。(そのとおりなんだよ)と呼ぶ者あり)いや、それは間違ひなんですよ。それは、アメリカの場合、日本と違つて、自給体制がいつても、エネルギー問題も含めて、幾らでもできる国です、孤立主義に走らうと思へばいつでも走れるだけの基礎を持って居る、実力を持つておると言つていいと思ひます。ソ連についても同じことが言えると思ひます。アメリカの場合は、これはアメリカに限らず、そうだと思うのですが、国内経済がそういう実力の基礎を持つておりながら不調になつてくる、そうすれば、一千万人以上の失業者を抱えるというふうな状態を招いておる中で保護主義に走るというのが大體想像できますね。そしてまた一方では、財政の赤字によつてなかなかいまままでのように思うようにいかなないということになれば、他国防衛に払つて居る犠牲をできるだけ少なく負担してやろうという削減の動きが出てくることも当然わかるわけですよ。

ただ問題は、日本が自由貿易の利益というか恩恵を最大に享受していることが日本の国益である、日本はそれによつて生きて居るのだというところであれば、やはり日本は相應の犠牲を払つて市場開放にも努力していくのがあたりまえだと思ひます。そしてまた、国の安全というものを自分たちの国の利益として守る、それが緊要であると努力を払ふこともこれまた当然なことです。ですから、今日の貿易問題、防衛問題をアメリカの圧力によつてアメリカのためにやつて居るのだというふうなことは間違ひで、日本のそういう甘えは許されぬ時代なんだという現状認識から出発していくことが非常に大事だと思ひます。ですから、国際責任を果たしていくために、またそういう自由市場の利益を享受していくためにはやはり相当みずから責任を痛めたいかやなければならない。もうでなければ、国際社会の中での日本の信頼、信用というのは大変なことになつて、これも当然な帰結だと思ひます。アメリカでも、日本は圧力をかければ何でも動くのだ、圧力をかけないと動かない国なんだというふうな認識を持つて居る人は確かにいます。また、日本の

これまでのやり方を見ておると、言われると、それに対応して少しづつ小出しにしては譲歩していく、そういうパターンを繰り返してはやはりこれからはもう通用しなくなつたのだ、そういう時代に入つてきたということを私は感ずるわけでございます。これについての御答弁は求めません。

時間ももう来ましたので、最後に結びにひとつちよつとお伺ひしたいのですが、さきにソ連のブレジネフが中距離核兵器SS20の配備の凍結を発表しました。このブレジネフ提案と申しますか、これに関連してアメリカ側は最近核軍縮四原則を公表したようでございます。アメリカ側はSS20を撤廃しろ、凍結ではだめだ、凍結以上を目指して、はつきり言うと、この中距離核ミサイルは移動可能でございますから、そういうことも含めて、米国の配備を撤廃する条件としては、SS20を撤廃しろ、凍結ではだめだ、われわれはゼロ方式とかゼロオプションとかと聞いて居ますけれども、それは別として、こういう米国の軍縮四原則、これに対するわが政府側の評価はいかがなものでしょうか。

○櫻内閣務大臣 レーガン政権の軍備管理に関する四原則は、双方の大幅な削減を目指す、これが一つでございます。それから公平でなければいけない、均衡ですね、それから検証可能であるべきである、それから米国及び同盟諸国の安全保障を高める取り決めに目指す。

これは私は、このような方針のもとに米ソ双方がお互いに特に核兵器の削減をして、でき得る限り低いレベルに持つていくということでは、世界平和の上に非常に重要なことだと思ひます。いま、どちらかという、データと言ひながら、この十年非常な勢いでソ連が軍備の拡張に努めた。そこでレーガン大統領は、このままで一九八〇年の中葉に至るならば大変なことになるといふことから、強いアメリカ、こういうことで大きな犠牲のもとに、ソ連との均衡維持のために努力をして居る。しかしながら、その間に米ソ間にお

いはS T A R T交渉をやるというよりなことで、現に昨年十一月以来、その交渉もされておる。われわれはその成果を期待しておるわけでありすが、なかなかそうはいっておられないわけあります。

今回、ブレジネフの提言も一見非常に傾聴に値するようでありすが、ヨーロッパ地域からS S 20を凍結し、あるいは削減するといったにしても、S S 20の能力からいいますと、ウラル以東に配備されておつても、それはヨーロッパ全域に対しての大きな脅威になるのでありますから、これはヨーロッパとか極東とか言わず、全体を通じての削減ということになっていかなければならぬ。したがって、米ソの間でこれらのことをよく念頭に置いて真剣な削減交渉をやり、その成果の上がることを期待するわけでありすが、

○奥田(敬)委員 ちょうど時間超過しましたので、これで質問をやめますけれども、金利政策についてもリーガン財務長官やボルドリッジ商務長官と話し合つてきていたかと思ひます。

やはりアメリカの経済のメカニズムが最近狂つてきている。高金利というのは本当に、こんなこと言うとなんですけれども、黒字がたまれば、百八十億ドル、二百億ドルになれば円高になつてくるのはあたりまえなんですし、輸出にブレーキがかかつて自動調整していくという経済のメカニズムがいまアメリカの高金利政策で狂つてゐるのですわ。ですから、何もかも日本のこういつた、世界経済の不況の因というものを、こういう作動できなくらいのこのメカニズムがアメリカの高金利政策にもう偏つてきているということをやはり強く訴えてきていただきたいと思ひます。

終わります。

○中山委員長 高沢寅男君。

○高沢委員 大臣、今度、アメリカを訪問される、その中からどういふ結果が出てくるか、私たちは、実は大変危惧の念を抱いております。昨年、鈴木総理が訪米された。その中から、日米の同盟関係が出てきたり、いろいろの問題が

出てきて、伊東外務大臣の辞任にまで至つたといふふうな結果があつたわけですが、今回もまたそういう結果になつては大変だ、こういうふうな気持ちでございまして、また今回の大臣の訪米に当たつて、政府としてはつきりとした対応を持つて行かれるのかどうかという点についても、実は危惧の念を持たざるを得ない。こういう状態の中では、行くのはおやめになつたらどうか、こういうふうに行かぬ方がいいわけだ。しかし、どうしてもあつた行くのだということであるならば、私のこれから申し上げることをしつかり大臣、腹の中に持つて、そしてリーガン大統領にぶつけるといふふうな立場で、行かれるならば、お願いをしたい、こう考えるわけでありすが、

そこで、腹の中にしつかり持つていただく一番基本の問題は、いまのリーガン政権の戦略をわれわれとしてどう見るか、そしてそれにどう対応するか、こういうことにならうかと思つておるわけでありすが、リーガン政権の世界戦略、これはイコール対ソ連の戦略、こういうことだと思つておるわけでありすが、その中には幾つかの柱がある、こう私は思ひます。

その第一の柱は、いま大変な勢いで軍備の強化、拡大をリーガン政権は進めているわけでありすが、それによつてアメリカとソ連の軍事的な能力に非常に大きな差をつける、アメリカが圧倒的な軍事的な優位体制に立つ、そしてその上に立つて、もしいざというときは実際にソ連に対して核戦争を發動する、こういうことがリーガン対ソ戦略の第一の柱である、こう私は思ひます。

その、実際に發動するといふ場合にはどうなるのだといふ場合に、いわゆる限定核戦争、これは可能である、限定核戦争はあり得る、こういうリーガン大統領の言葉であつておると思ひます。それは、では一体どこでやるのだといふ場合には、当然第一にヨーロッパであるといふことになるのじゃないかと思ひます。

そこで、こうしたリーガン戦略の、いざという

ときは本当にやるぞ、やるときはヨーロッパだ、こういうふうな考え方、その場合の、ヨーロッパと考へた場合には、先ほど来話も出ていますソ連というものをとると、ウラルから西の方がソ連ではヨーロッパでありすが、これからずっとイベリア半島まで含めて、そういうヨーロッパ全体が限定核戦争を本当にやれば、これは完全に壊滅するといふことにならうと思つておるわけでありすが、しかし、アメリカから見れば、そういう限定核戦争をヨーロッパでやつた場合には、大西洋の向こうにいるアメリカは無事である、安全であるといふふうな立場になるわけであつて、そういうリーガン戦略といふものを一体われわれはどう見るべきか、それに対してどう対応すべきかといふことだと思ひますが、すでにヨーロッパ諸国では、そんなばかなことは許せないといふことが、政府レベルでもまた民衆レベルでも、いまヨーロッパで起きている猛烈な反核運動といふものはその前提に立つておると私は思ひますが、大臣に、この点をいかに御認識かお伺ひしたいと思ひます。

○櫻内國務大臣 日本が被爆国である、そういう悲惨な経験をなめておる、そういうことでありすが、軍縮、なかつく核軍縮といふことは常々強く主張をしまつておるところでございませう。

そういう日本の苦い、とうとい経験からいたしますならば、ただいま高沢委員の御指摘のような限定核戦争、そしてさらには、それが本格的な核戦争にならないと断定することはできない、そういう状況にエスカレートする要素があると思つておる。そのようなことを考えますときに、私は、言葉の上でときに限定核戦争をやるときに、いかに、言われたようなことをごさいますけれども、しかし、そういうようなことを本気で考えておるといふふうには私には思えないのでありませう。あくまでも世界の平和と安定の実現を期して、これがアメリカとしても当然の方針ではないか。しかし、不幸にいたしまして、現在の核兵器の配備の状況からいまして、米ソの間に相

当大きな差が出てきておるといふことは客観的に見て認められるところではないか。先ほど申し上げたデタントといふ中に、着々と軍備の整備をしていった、一九八〇年中葉に至るとこれは大変だといふことで、リーガン政権が強いアメリカといふことをキヤッチフレイズにして国防力の充実に努めておるといふことでありすが、これは私も、率直に非常に危険なことである。しかし一方において、アメリカといへどもソ連との対話を無視はしてない、対話はしなければならぬ、何とか低いレベルの均衡に持つていこう、そういうやりとりがいろいろな形で、ときにブレジネフの演説だ、削減だ、ときにアメリカのゼロオプションだといふふうなことになるまで来ておると思ひますので、そういう米ソ間の対話が本当に行われ、そして核軍縮を中心とするところの軍縮がうまく成果を上げてもらいたいといふことを日本としては心から折るものであり、また訪米をして話をされる際にはそういう見地の上で所見を申し述べる機会を持ちたいと思つておる次第でございませう。

○高沢委員 いまの大臣の述べられた御認識の中に、ソ連の方が圧倒的に軍事的な優位体制に立つておる、だからアメリカもやらなければいかぬ、こういうふうな認識を述べられたわけですが、これは、確かにリーガン政権はそう言つておられます。ただしかし、その同じアメリカで、たとえばケネディ議員のように、そうではない、こういう認識の有力な意見がアメリカの中にもある。まして世界の、ヨーロッパ諸国とか、われわれから見ても、果たして本当にそうなのかといふことについては、これはまさに認識の大前提の問題だと思つておるわけでありすが、しかしそれにして、そのことがますます、ではおれは拡大する、そうすると、では相手も、おれも拡大するといふふうな拡大競争につながることをやめさせるには、何はとしか方法がないのじゃないか、私はこう思つておるわけでありませう。

したがいまして、大臣にレーガン大統領と会って特に伝えてもらいたいことは、そうしたい旨と、いうときにはやるんだぞというふうな戦略はぜひやめてもらいたいということをお互に強く伝えてもらいたいということ、それから、何となくでもアメリカとソ連がお互いに核兵器を減らしていくということがいま決定的に重要で、そうであるとしたら、その立場に立つて、あなたはレーガン大統領に、ひとつ日本の広島に、あたはレーガンの機会を得て、あなたはソ連のブレジネフ書記長にも、あなたもひとつ日本の広島へ来なさい、そしてこの広島で米ソの両巨頭が軍縮の話合いをしなさい、核兵器を減らす話し合いをしなさい、こういうことを思い切つて、私は大臣からぶつけてもらいたい、こう思いますが、いかがでしょう。

○櫻内内務大臣 ブレジネフ書記長、レーガン大統領のそういうトップ会議、そしてお話しのように、核兵器の削減あるいは核軍縮、核の絶滅を期するような会議をしていただくという事は、理想としては本当におかれたいと求めてやまないうものがござります。米ソの首脳会議という事もよく言われておりますが、それにはどうしても準備体制がすっかり整って——ただ会ってやり合おうというだけではいけない、会以上においては実りの多いものにならない、それには準備体制が必要だ、これもやはり考えなければならぬことだと思つております。そういう体制ができて、両首脳が会われて、世界平和の本当に実現のために腹藏のない意見交換をし、具体的な行動をとってもらおうという事は、これはだれしも求めることだと思つております。

また、前段で御質問の、アメリカが限定核戦争のようなきがらあつてはいけない、そういうふうなことは絶対避けてもらわなければならぬという御趣旨の御発言でした。これらの点については、米ソの軍事力がどうかということから考へてみますと、客観的にこれは判断のできることで

ないか。このごろのような、人工衛星も進歩しておるので、それから、そういうものを前提にして、現にヨーロッパの西側の諸国でも、また日本でも、アメリカのこの方針についてはそれぞれ建設的な意見を言つておる。フランス、アメリカ、あるいはドイツ、アメリカ、それぞれ首脳の会議も行われておるのでありますから、私は、世界の良識というものが核戦争に持つていくようなふうな事象を必ず避け得るものである、このように見ておる次第でございます。

○高沢委員 私はさつき、レーガン政権の世界戦略の第一の柱で、いざというときにはやるぞという柱があるということ申し上げたわけですが、もちろん、レーガン政権といえども、戦争をやるといふばかりではないと思つて、したがって、戦略の第二の柱は、やはり軍縮なり軍備管理といふものをソ連との間に話をつけよう、こういう考へ方は私はあると思つて、ただし、その前提は、アメリカがソ連より圧倒的に優位に立つたそのバランス、優位のバランスをもつて軍備管理、軍縮といふふうな話し合いをつけようというの、私は、レーガン政権の第二の戦略だ、こう思つておる。

○高沢委員 そこで私は先ほどから、そういう準備体制を整うために、まさに平和憲法を持つておる日本政府が積極的な役割を果たすべきだということをお断りして申し上げておるわけですが、そのアメリカのレーガン大統領の世界戦略の第三の柱といふものは経済の關係だと私は思つておる。その経済の關係ではどういふことかといひますと、とにかく大変な軍事拡大を進めることはどの国にとつても経済に大きな負担であります。これは恐らくソ連にとつても物すごい大きな負担になっておる、こゝろわれわれは見るべきだと思つて、そういう状態でも軍備の拡大競争を進めていけば、もうソ連の経済というものは軍備の負担にたえ切れなくなるというふうな見通し、そこへ持つてきて最近のアフガン、ポーランド等々のことでソ連に對する経済制裁といふことも行われておる。そういうことでソ連を今度は経済から崩壊させるといふふうな方向へ追いつ込んでいくという、これもまた私はレーガン政権の世界戦略の第三の柱じゃないかと思つておる。しかし、これもまた果たしてそういうふうになるのかどうかといふことは、じゃヨーロッパ諸国はどうか、それにはソ連との天然ガスのパイプラインの敷設の契約を結ぶといふふうなことも現に進んでいるわけでありまして、なかなか世界的に経済的にソ連を崩壊せしめるということではヨーロッパ諸国も全部足並みをそろえるというふうなことにはとてもいきません。もちろん、日本としてはまたそんな戦略で経済政策はやるべきではないと思つておるわけですが、私はむしろ、経済という面においては、それこそあらゆる国との間に、世界の経済交流がわれわれの利益になるし、同時に世界平和の道になる、こういう立場で経済戦略を進めるべきであつて、そのことをしっかりと行かれるならば、レーガン大統領に、日本の立場としてひとつ言つてきてもらいたいと思つておる、いかがでしょうか。

○櫻内内務大臣 お話しした御意見はそれなりに一つの筋の立つた御意見であると承つたわけであり、たゞ現実に見た場合に、最近東西間の緊張を惹起しておる原因は何かといいることが核戦力のバランスが崩れてきておつて、それに伴つてソ連が

アフガニスタンへの侵攻とかあるいはポーランドへの圧力というような行動をとってきておる。したがって、それらについては西側諸国が一樣に憂慮の念を持って、結束をしてそういうような事態を何とかやめてもらいたい、こういうのが現実の動きであると思っております。

そういう関係からそれぞれの国、アフガニスタンであるとかポーランドであるとかソ連がそういう行動に出ておる、圧力を受けた国々に対してどうしたらいいかというようなことから、西側諸国がある程度の措置をしておる。その事態の緩和に伴ってときにまた緩和をするという場合も出てきましようが、一応の措置をとりながらこのような事態が進行しないようにということでもまいっておるわけでございますから、御指摘のような、フランスやドイツがパイプラインではソ連との経済関係があるじゃないか、これは既往の契約の遂行についてはお互いに理解をしようという事で来ておるわけでございますから、現実の姿を見た場合にどのような対応をしていくかということ、それなりに考えていかなければならないと思っております。

○高沢委員 ここでは特に日本との関連が出てくるわけですが、ソ連に対するそういう経済的制裁で封じ込める、あわよくばこれをつぶしてしまおうというアメリカのレーガン政権のやり方、それに対してヨーロッパ諸国は、そういう天然ガスのパイプラインで、自分の国の利益でやることはやると、日本の場合、例の北極太の大陸棚で日ソ共同で石油と天然ガスを掘っておられます。これはいよいよ出ることははっきりわかってきた、これから本格的な開発にかかるといふ段階で、このプロジェクトも、アメリカから日本に対して対ソ制裁のためにストップしろ、こういうふうなことが言われてきておるやに伝えられておりますが、もしそういうことをすれば、この損失はソ連に与えられる損失どころか、日本がまともにその損失を受けるといふ結果になることは、はっきりして

いるわけですね。たとえはこういうことを大臣はどんなふうにお考えになり、また対処なさるのか、この機会に聞かせていただきたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 サハリンの石油、天然ガスの開発プロジェクトにつきまして、これをもしこの際中絶するとかあるいは中止するという事態でありますならば、日本のようにエネルギー資源の乏しい国が相当の犠牲を払って開発をしようとしておるのでありますから、まさに日本として大きな損害を受けることは明らかでございます。

したがって、これらのことにつきましては、ちょうど独仏の天然ガスのパイプラインと同じように既往の契約のことであるので、これは対ソ措置としては了承できない、こういうことで、アフガニスタンのときにもアメリカもそれを理解をしたわけでございますので、今回の対ソ措置の中では、これは日本としては継続していききたいということを繰り返して意思表示をしておるところでございます。

○高沢委員 その点はぜひ、いま大臣の言われた方向で実現していただきたいと思っております。

そこで、レーガン政権の世界戦略の第四の柱に進みたいと思っておりますが、第四の柱は、いわゆる第三世界、発展途上国の中で、その国の独裁政権に対して民衆が非常な民主化を求める戦いあるいは民族の独立を求める戦い、各地において非常なそういう戦いが進んでおります。これはいずれもその国の国内の問題があつてそういう戦いが起きてきているものと私は思っています。ところが、レーガン政権から見ると、そういうものは全部ソ連がやらせておる、これはソ連の戦略だ、こういうふうな見方でそれに対応するという姿があるわけでありまして、最近問題になっております中米、カリブ海のニカラグアとかあるいはエルサルバドル、こういうところに対するレーガン政権の軍事を含めた介入の方向が非常に出てきております。これは皆、後ろはソ連だという認識でやっているわけでありまして、さらに今度はアフリカへ飛べば、何だ、今度また三月にリビアの沖合いのシドラ湾

でアメリカの艦隊が演習をやる。そこにリビアの飛行機が出てきたら、待つてましたで落としてやるといふようなことをやっておりますが、これもリビアの後ろはソ連だというふうな認識がレーガン政権にあります。そういう認識で第三世界、発展途上国に対応するというふうなことで一体いのかどうか。日本の政府はそれに対して一体どう対応するのかというふうなことも、この際非常に重要な問題です。この点、今度行かれた場合にレーガン大統領とどういふ話をされるつもりか、ひとつお聞きしたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 ソ連が第三世界を自分の勢力範囲にしようという努力を続けておるといふことは、現実にはいろいろ現象としてあらわれておるわけでございます。いまニカラグア、エルサルバドルあるいはリビアをお挙げになっておりました、そういう国々よりも、たとえば先ほど申し上げたアフガニスタンの場合、あるいは私どもが關心を寄せておるベトナムの場合、あるいはエチオピアの場合、こういうことを考えるときに、ソ連が第三世界に巧妙にいろいろ手を打っておるといふことを私は憂慮するものでございます。

そこで、日本としては、従来とも南北問題を非常に重視しておるわけでございます。経済協力をしよう、それも日本としてはできる限りの努力をする上に、従来の実績の倍増をこの五年ではしようというふうなことを言っております。ゆえんのも、経済的に、また社会的に不安定なところがある。そういうところが、どこから援助を得たいとか、ああいうところならばひとつこの際手を打っておこうとかいうような誘因になりますから、日本としては、軍事力でどうこうはできないが、国際的な安定のためにひとつ大いに経済協力をしよう、こういうことで進んでおるわけでございます。ただいまの御質問は、第三世界に対してどうする、どういふ姿勢でいくかということでございます。ですから、日本として現在とっておるこういうふうなことに、必要があればレーガン大統領には大いに強調したい。特に、レーガン大統領

は二国間援助ということには非常に考えておるようでありまして、どうも国際的な機関を通じての援助ということについてはちゅうちょをされておるといふような点がございまして、その点はそういうことじやないだろうというふうなことは言つてみたいと思っております。

○高沢委員 大臣、いまの問題はベトナムのケースを振り返つてもらえば非常にはっきりすると私は思うのです。ベトナムの場合には、もともと独立の戦いはフランスに対して第二次大戦後始まったわけですね。そして、フランスに対する独立の戦いがもういよいよ成功する、独立ができるという段階になつて、フランスにかわつてアメリカが乗り込んできた。そこで、今度はアメリカに対してベトナムの人たちの独立のための戦いが始まるという、ずつと長い経過があつたのです。そういう経過を踏まえて、たしか一九六五年にアメリカの本格的な北爆が始まる、北ベトナムに対する本格的な攻撃が始まるというふうになつてきた段階で、初めてソ連のベトナムに対する援助が出てくる。当然、やられる側のベトナムもまた援助を求めるという形で発展していった経過があるわけですね。今度の中米・カリブ海も、第二のベトナムになるのじゃないかと言われておりますが、レーガン政権のいまのような対応で軍事的な介入をどんどん進めていくというふうなことになるって、結局ソ連に援助を求めるといふことに発展していき、こういうことにもなるのじゃないか。したがって、こういう第三世界で、それぞれの国の国内の独裁政権に対する民主化を求める、物すごい社会的な格差があるものを正させようとする、そういう運動は、むしろこれは世界の民主化の方向としてこれを認識するといふふうなことを、レーガン政権に対してはつきりと直言されるべきである、私はこんなふうには思いますが、もう一度その見解をお聞かせ願います。

○櫻内閣務大臣 ベトナムの関係については御所見がございました。高沢委員は終始この地域に対し

ては関心を持つておられまして、私も日ごろ敬意を表しておるわけでございます。

ただ、ベトナムの場合、現在その経緯はよくわかっておりますが、あそこにソ連が軍事基地を設けるような状態にまで行つておる。そしてインドシナ全体の安定というのを考えていくときに、これはなかなかむずかしい問題になつてくるわけですね。私もそれなりにこの地域に対して関心を持つておるわけでございまして、これはまた高沢委員と大いにベトナム問題は語りたいたいと思ひます。

中米地域の問題につきましては、日本から見る場合、そういう紛争、混乱を起こすもとは、やはり経済的な不安定ではないか、社会的な不安定感がないのではないかと。そういうことについては、日本としては経済協力の基本の方針のつとめてやれることはやってみたい。しかし、現実にいる紛争の起きているものについては、少し離れておる日本からその原因等を探求すること、真相をつかむことはなかなかむずかしいかと思ひます。か、この辺のことは慎重にやらなければならぬと思つております。

○高沢委員 もう私は質問の時間が終わりました。後は土井委員に交代いたしますので、ここで私、レーガン政権の世界戦略の四つの柱に、一応それぞれ触れてきたわけですが、その結びとも言うべき私なりの見解を申し上げて、大臣にもひとつそれをしっかりと腹へおさめていただくことをお願いいたしますが、私は終わりたいと思ひます。

要するに、政府の日米関係は、日米の友好を基本にし、そして日米安保体制を堅持していくという基本があるわけでありまして、これは、たとえ話で言えば、アメリカと日本が二人三脚でやつていくこと、アメリカと日本が二人三脚でやつていくこと、二人三脚を組もうという相手が、いま言ったような大変な世界戦略を持つておる相手であつて、その世界戦略から、いつ、何をするかからぬ相手だということを、特に日本としてはしっかりと考えるべきだ、こう思つております。そういういた

ますと、最近の動向を見ると、たとえばアメリカとヨーロッパ諸国を見てもこの間にもうすでに相当大きな戦略上のギャップが生まれております。これは経済の問題だけではありません。核兵器のそういふ軍事の関係においてもアメリカとヨーロッパ諸国には非常に大きなギャップが生まれておる。アメリカの国内でも大きなギャップが生まれておる。アメリカの国内でも大きなギャップが生まれておる。アメリカの国内でも大きなギャップが生まれておる。アメリカの国内でも大きなギャップが生まれておる。

その野党の立場から大きな批判の動きも出てきておる。アメリカでもすでにそういうレーガン戦略の大きな分裂が生まれておるといふこの状態の中で、何で日本がこのレーガン戦略に二人三脚で足をかく結んでおつき合ひをしなればいかぬのかというところをここでしっかりと考えてもらいたいと思ひます。したが、いまは、この二人三脚の足を縛つておるこのひもは、直ちにそのひもを解いて捨ててしまふ、私はこう言いたいのですが、政府・与党はそのひもを結んでいくというのなら、なるべくひもを緩めておいて、何かのときにはさつと足を抜けるようにしておかねければいかぬ、私はこう思ひます。そして、そういう立場で、日本の世界外交に対応すべき立場はやはり平和憲法というものを基本にして、そして核軍縮といういま最大の課題を真っ向から掲げて、そしていろいろな経済交流関係ではまさに全方位外交の立場に立つて、そして日本が国際的に貢献するのは軍事ではなくて、経済の向上という方向へ全力を尽くす、こういうことをもつて日本の外交路線をしっかりと確立してきておらう。今度のレーガン政権に対してはそのことをしっかりと日本の立場としてひとつ鮮明にしてきていただきたいと思います。最後に私の意見と要望として申し上げて終わります。後は土井委員に交代いたします。

○中山委員 土井たか子君。

○土井委員 いやいよ外務大臣はあすアメリカに出発をされるということなのでありますが、私は先ほど来の質問、御答弁を承つておりましたが、私もよくわからぬ。大臣、一体何を訪米目的としていらつしやるわけですか。

○櫻内国務大臣 大変大づかみに御質問で、どうお答えしいいか恐縮に思つておりますが、現在、新聞紙上等あるいはテレビ等を見ての日本国民の感じは、日米間で経済がうまくいっておらぬ、日本の市場の開放が十分でない、だから日米間で百八十億ドルからの大きな不均衡である、これがもつと広がるのではないかと、だからアメリカがいろいろ文句を言つておるのじゃないか、これが一般的だと思つておる。その一般的なものを頭に置きまして、訪米、何で行くんだ、そういう問題について日本側の意見も言ひ、アメリカ側の意見も聞き、このような事態をどうやって速やかに解消するか、これも訪米の一つの目的だと思ひます。

○土井委員 いま外務大臣のおっしゃつたことは必ずしも国民感情を反映している御発言とは思えません。アメリカの方の公聴会を初めいまま議会の中でもそうでありまして、国務省の中でもそうでありまして、理不尽な発言が続いている、けしからぬという気持ちにはわれわれの間にもありますし、国民からしても大いにそういう気持ちにはあるだらうと思つておる。そういう中でアメリカにいらつしやう、いまおっしゃつたとおりで、アメリカ側からのかかり深刻なと申しますか、手痛いしと申しますか、そういう要求が出てくることは言うまでもない話だと思ひますが、何か外務大臣とされたい、いまの御発言を承つておりましたがもう一つはつきりしないんですが、それに対して対応していくべき何か物を持つていらつしやるんですか、どういふことなんでしょうか。

○櫻内国務大臣 何か対応をする、こういうことは、それはいろいろ意見を言うのであります。それは、それが、何か持つていくのかとおっしゃれば

持つていくものになるわけですね。

それじゃどういふことを言うのかという、交渉事で相手はどう出るかわからないうちにいろいろ手のうちを見せるのもこれはちよつとどういふものかと思つておるんですが、しかしせつぱくのお尋ねでございましてから一つの例を挙げて申し上げてみると、いまは日米間の不均衡というものが貿易だけの面からきてしまつておるのです。しかし、私どもの方から見れば一体貿易外收支はどうか。日本の過去の状況、なるほど貿易は大いにやつたけれども經常収支は一九八〇年までは赤字、八一年も赤字だと思ひますが、赤字になつておるのですから、この全体の勘定、もう一つ総合収支ということも言つてもいいのですけれども、全体の勘定としては日本は決してインバランスでどうだこうだといふものではないと思つておる。だから、仮に貿易上の問題が起きていろいろ言われれば、ちよつと待つてくだされ、この辺はどうかというふうなことを言ひながら日本のためにどうやるか、こういうことだと思ひます。

○土井委員 どうもそれは手のうちを見せるから言いつらいつらとおっしゃりながらわかつたよなわからぬよな御答弁が続いたわけですが、それじや具体的に尋ねてみましょう。

大臣は農林水産大臣の御経験もございまして、こういう問題については、具體的におありになると私は思つておるんですが、具體的に牛肉の自由化をアメリカから言われたらどうお答えになりますか。オレソジの自由化をアメリカから言われたらどうお答えになりますか。いかがでありますか。

○櫻内国務大臣 先般江崎ミッシンがアメリカに行つたのを御承知であらうと思つておるんですが、その際、農林関係の皆さん方も行かれまして、そして具體的に数字を挙げていろいろ御所見を言われておられます。きょう、大変残念ですが、農林大臣をしてから大分時たつておるし、その当時の数字で御答弁をしても余り価値がないと思つておるんですが、先般の江崎ミッシンが言われたことは、牛肉を取り上げるならばこれはア

メリカとしては日本に高級な肉を売りたい、こういうことだと思ふのです。しかし、肉は、日本はアメリカや豪州やあるいはアルゼンチンなどから買つておるのでありますから、アメリカだけとの間でどうしようということでは済まされたいと思ふのです。アメリカをふやしてほかを割るといふことになれば、削られる方は文句を言うわけでありませぬ。現在この牛肉の問題は御承知の東京ラウンドで話が出ておつて、そして年度ごとと少しづつふやしていくという約束になっております。その約束については八二年の後半にひとつ次の牛肉の量、いまの約束の取り決めの後のことについては相談しようというふうな、これは国際的に話し合つておるのでありますから、それをこの間うちの貿易小委員会ですら、そういう話し合ひしようと言つておるのでありますから、そういう話し合ひを通じて先方の意見も聞き、あるいは他の国のことも考え、また日本の実情も考えながらそこで話を進めていく。だから、表に出てるさあ牛肉を買えの牛肉の自由化をしろのというのでなく、大体そういうふうな話のコースに乗つておりますからこれはこれでいける、話し合ひをして問題を解決していけると思ふのです。

それから柑橘類のことについては、これも江崎ミッションが行つたときに、君の方で買え買えと言つた、では日本のミカンはどうしてくれるのだ、日本のミカンを各州でずいぶん締め出しているじゃないか、そういう話もしてきたようでございます。それから、私の当時からアメリカがオレンジを買えと言つたので、それではミカンだけではジュースはちよつと味が落ちるからオレンジとまぜて、ジュース工場をつくつて少しでもあなた方の言うように買つてあげましようというので、これが協力ですね、協力してきておるのに今度はもつと買つてくれ、こういうことでございますが、現実にもつと入れられ得るものかどうか、またアメリカが自由化だあるいは規制を緩和と言つても、よその国だつて日本に売りたいのですし、そうしたら一概にアメリカのものだけが入るもの

でもありませんから、これも十分話し合ひの余地のあるもの、こう思います。

○土井委員 日本側としては残存輸入制限品目の撤廃問題の中で、いま申し上げたのは牛肉とオレンジなのですが、それぞれを自由化に對してこたえるということはどうも無理であるというふうな状況の説明をなさりながら話し合ひの余地があるとおっしゃつておられる。私はそれ自身が大変問題じゃないかと思つておられる。だめなことだとはつきり言うことが大切なのであります。いたずらに話し合ひを続けましようと言つたのは相手に對して氣を配つたことになりませぬ。このことがいままではいろいろ混乱のものになってきたのではないかと。現にこの問題については農林水産大臣の方から、農産物については別問題であるというふうな話が出てくるじゃないですか。オレンジや牛肉などの撤廃問題、残存輸入制限品目の撤廃問題というのは、日本にとつては農業の基幹をなす作物に限られたものばかりが中に入つておるのだから自由化は困難で、自由化には応じないというところをおっしゃつておられるやきやきの問題でありますから、こういうことからすると、大臣がいらっしゃつておられるやきやきのような話し合ひをなさるということ自身は今後どうなるか、大臣がいらっしゃつておられるやきやきの成り行きに對して要らぬ摩擦をさらに広げることになるのではないかと。これはアメリカに對してもいかにぬすよ。そういうことが考えられると思つておられるが、きつぱりだめなこととはだめとおっしゃる姿勢を私は望みたいと思つておられるが、大臣どうですか。

○櫻内閣務大臣 お話は、土井委員が肉とオレンジをお取り上げになつたから肉とオレンジの経緯について、これは私の言つておられるとおりでございます。十月から話し合ひをしましよ、それが従来からつと取り決めたものをどのようにしていかかといふことなので、これはこれとして、おっしゃつておられる残存制限品目についてどうするか、こういうことではございません。これは、日本の農業の実情からいいますと自由化することはできない、そのとおりと言つてもいいです。

○土井委員 これは具体的なことをさらに聞く必要があるかと思つておられるが、少し先に進みます。ホルドリッジ國務次官補が三月一日のアメリカ下院の日本関係の公聴会で証言をしておられまして、その中身にも出てまいりますが、ちよつとお伺ひしたいのです。日本は千海里のシレーンに對して防衛するというアメリカとの間の公約を持つておられるのですか、これはアメリカとの間の公約でございますか、どうなのですか。

○土井委員 いまお尋ねの件は土井委員もよ御承知のとおり、昨年鈴木総理が訪米されました、その後でナショナル・プレス・クラブで記者の質問に應じて、日本としては憲法の範囲内で、周辺教百海里、航路帯にする場合は約千海里を防衛の範囲として努力していくこととございまして、公約ではございません。

○土井委員 公約ではないと言つても、この証言の中でも、千海里のシレーンの防衛には主要な責任を負ふべしということをはつきり言ひ切つておられる。われわれもこの文書を外務省から手渡されておられますが、この問題などについても、約束でない以上はできないというところを日本としてははつきりさせるべきだと思つておられる。これは現実できないのでしよう。いま公約してないとおっしゃるのだから、責任をおつかせられて、できていないじゃないか、責任を果たしてないじゃないかと向こうからせつつかれる問題ではない。こういうことも態度をはつきりしていただくなければならぬ問題だと思つておられる。一つ一つがアメリカにいらしたときの交渉内容に絡んでいくのですから、この点、外務大臣いかがでございますか。

○櫻内閣務大臣 防衛の問題については日本としては基本的な立場がございまして、これはアメリカに繰り返して明白に申し上げておるところでございます。それは憲法上の制約がある、あるいは日本の基本方針、すなわち防衛大綱のつと考へていくのである、そしてその取り進め方はあくまでも日本が自主的に判断をしていくものであ

る。したがって、日本周辺教百海里あるいは航路帯を設けるならば千海里をどうするか、これらのごとについては日本が自主的に判断をして日本の船舶の安全を期する、こういうこととございませぬ。

○土井委員 いまの御答弁を承つておりましたも何か玉虫色みたいな発言でありまして、きつぱりしたところがもう一つうかがい切れないのです。アメリカに参りまして、あれを言えば氣に入るだろう、これを言つたらちよつと氣持ちはやわらげてもらえるのではないかと、こういう配慮がいろいろ目立ち過ぎるやうにわれわれには思われたいませぬ。

○土井委員 アメリカへ持つて取り上げるということはございませぬと言われるのは、実は取り上げたいと思つていらしたことが鈴木総理が大変消極的で、これをアメリカに持つていく

ことに對しては、どうも時宜を得ていないし、中身としても問題があるということでお取り下げになつたというふうに理解してよろしうございませうか。

○樞内閣務大臣 総理の言われておることは、やはり私が申し上げておる通りに、これはガットの場の多国間の協議の議題あるいは議題になる前の一つの懸案事項ということだと思つたのです。決して私がアメリカに東京ラウンドを言うんだとかいうようなことからこれは始まつておるのではないので、サーピスの関係というものは現在ただ単に二国間で話をするということよりも多数国間で話し合ふべきものではないかと思つたのです。これらの市場開放問題というものは従来具体的に取上げられておらないのでありますから、銀行、証券等の面についても、あるいは弁護士業についても、いろいろなそういうサーピスの点についても市場開放の必要があるのではないか。これは各国がそれぞれ利害関係のある問題でございますから、したがってガットの場などでよく協議をする、そのためには準備をしておく、こういうことであるわけではあります。

○土井委員 先ほど高沢議員の方からの御質問の中にあったのですが、中米・カリブ海に對しては、アメリカの同地域に對する援助問題、これについてアメリカ側から日本側に対して協力方を要請するというのが公式に話としてございましたか。

○枝村政府委員 中米・カリブ開発構想の経緯でございますけれども、これは中米・カリブの現在の政治的、社会的な不安、そういうものの根本原因について、やはり経済開発のおくれがある、あるいは社会的な不正がある、こういう問題に……

○土井委員 そんなことを聞いておりません。アメリカ側から日本に對して正式の協力要請がございましたかと承つておるのです。

○枝村政府委員 では簡単に申し上げますが、そういうこととございまして、アメリカがカナダ、

メキシコ、ペネズエラとともに昨年七月十一日ナッソーで集まつていろいろ構想を打ち出したわけでございます。日本に對して正式の協力の要請という形ではございませぬけれども、七月の末にはライアンというその担当の大使が参りまして私とも会つておりました。こういう動きについて理解を求めたいということもございました。協力の要請ということでは具体的な何をしてくれということではございませぬが、説明は受けており、かつ説明しておる趣旨というものは、日本もこういう国際的な協力を理解を示して参加してくれないか、こういうふうに私は理解いたしております。

○土井委員 正式の要請がない問題について、これに對してわが方は協力する用意があるななうふうなことを、まさか外務大臣が持つてアメリカに行つてお話の中にはお入れにならないだろうと思つておる、いかがでございますか。

○樞内閣務大臣 先ほど申上げたように、発展途上国については日本としての一つの考え方、方針を持つておるわけではあります。これは日本としては世界の平和と安定あるいはもう少し詳しく言えばそれぞれの国の経済、社会の安定に寄与しよう、そのためには経済協力を、今度は五年倍増でやりますよ、こう言つておるわけでございます。この中米・カリブ海諸国につきましても、そういう角度から安定に寄与できるならばひとつ協力をしたい。現に従来これらの地域にも若干の実績を持つておると思つております。

○土井委員 若干の実績を持つておると思つておるわけではあります。今回は私は違つておると思つておるのです。もうすでに報道されている観点から申し上げましても、二十四日のレーガン大統領の演説の中に、同地域からのソ連勢力の排除のために今回の経済援助の意味があることは明確に打ち出されておられますし、軍事介入の可能性さえも否定してないという中身であります。これは幾ら外務大臣おっしゃつても、いまの時代にワシントンがこの地域の政治、経済を自分の好みどおりに動かそうと考へて対策を講ずるといふことになつ

てまいりますと、ソビエトがアフガンに對してどうしたか、ポーランドに對してどうしたかということに對して種々批判する資格は持たない、持つことを失うというふうには言わざるを得ないと思つたのです。現に中米地域からソ連勢力を排除することにアメリカと同じような焦りと考え方を持っている国というのは、一部軍事政権を樹立している国を除けば、ほとんどないではありませんか。こういうことから考へていくと、軍事援助から軍事介入にまで進むということも大いに考へられるこの問題に對しては、日本としては慎重を要するおそれのある援助となる、紛争を助長する援助となるという可能性が十二分にあると思つたのです。

外務大臣よく御承知だと思つておる、申し上げておきたいのは、当委員会が決議をいたしました對外経済協力に関する件は決議内容でございます。その中にはつきり「軍事的用途に充てられぬ」或いは「国際紛争を助長する如き對外経済協力は行ないよう」万全の措置を講ずること。これは全会一致で對外経済協力に関する件として決議をいたしております。大臣、こういうことに対して矛盾するような、違反するような援助に對しては協力は一切いたしません。もちろんのことでございますが、この点はつきりさせておいていただきたいと思つた。

○樞内閣務大臣 中米・カリブ地域の現状というものは、これは先ほど包括的に申し上げましたが、やはりそれらの地域に内在する経済、社会的困難にあるということに着目しなければならぬと思つたのです。そこで日本としては、先ほど多少の実績を持つておるということも申し上げましたが、これらの地域への援助については世銀のカリブ援助国会議にも参画しておるわけでございます。そういう立場から關心を持つており、また具体的な協力方につきましてもは今後検討していく、そういう方針でおるわけでございます。

○土井委員 私の質問申し上げましたことに對しての御答弁にそれはなつていないと思つたのです。

従来の実績はあることについては私も存じております。ただ、今回の問題はそれとは別でしょう。米州開発銀行の中に中米援助国会議を新設しようということに從つて考へていこうという構想でありますから、それは全然いままでの実績が云々とおっしゃることは当たらない。特に申し上げたいのは、日本もそうでありませぬ。緊張要因を少しでも減らしていかなければならないということがお互いの経済援助の中身として考へられなければならぬ立場からすると、中米におけるモンロードクトリオン版というものがここでつくられるのじゃないか。このことに對してヨーロッパ勢が賛成するはずがないですよ。日本としてはそういうことに對してひとつしつかりした姿勢で臨まなければならぬ問題だと思つておる、先ほど来の外務大臣の御答弁を承つておられますと心もとない。この点はしつかりはつきりさせていたいただきたいと思つた。アメリカに行つてぐちゃぐちゃやういふことをお話ししたものであつたら、私たちが全会一致で決議いたしました對外委員会のこの決議にも反するような向きが必ず出てくる、このことを申し上げさせていただいて、外務大臣の再度の御答弁をお願いいたします。

○樞内閣務大臣 土井委員の大変御忠告でございます。よく私、頭に置いておきますが、ただ、こんなことはよけいなことで相済まないのですけれども、中米といつてもたくさん国がありますね。だから、たとえパナマはどうかということになると、これはやはりいろいろ考へななきやならないこともあるんじゃないかと思つたのです。いざれにいたしましても、この地域への援助について、世銀のカリブ援助国会議に参加して、そしていろいろ協議で妥協なものを、そういうようなものを検討し、またどうやるかというふうなことは、私はそういうことじゃないと思つたのです。

○土井委員 ただ、バイラテラルな援助よりも多国間援助の方を、先ほどアメリカに對して推進することを望みたいというふうな御発言もござい

ましたけれども、アメリカが主導して、アメリカの好みによってやる援助に対して他国が寄って協力しようということ自身が大問題なんです。パイラテラルよりも、もう一つ問題が違った悪い方向に増長されるということもあり得るということをお心して考えておいていただきたいと思ひます。そういう意味を含めて、当外務委員会で決議した中身に違反しないようなやり方、これはもう当然のことでありませうけれども、ひとつ守つていただければいいか。これはいかがですか。

○櫻内閣内務大臣 先ほど経済協力に対しての基本的な考え方を申し上げました。それは当然、土井委員のおっしゃる国会の決議を十分に念頭に置いておることです。わが国の経済協力はあくまでも民生安定、経済、社会開発のためにやる、これが原則でございます。

○土井委員 さて、経済借款の問題で、もう一つ私がお尋ねしたいのは、日韓経済借款の問題なんです。

これは当委員会で昨年のあの外相会議、閣僚会議、その都度前外務大臣の園田外務大臣に対しまして質問をいたしまして、そして安保絡みの経済援助はしようといつたてでできない、私個人の考えじゃない、日本としてできないのであるということをお明確に幾たびもお答えをいただいているわけです。安保絡みでないという言葉を積極的に使っておりますが、ただいまの経済援助に対しての外務省の取り組み自身が民生安定のための経済協力であるということをお尋ねいたしませんか、お尋ねいたします。

○櫻内閣内務大臣 ちょっといま御質問の趣旨がとりにくかったです。韓国に対する経済協力については、私が就任後しばしば申し上げておりますが、昨年の下半期ごろから前年の韓国の経済成長などの数字がずつと出まして、非常に韓国に困つておる。大きくマイナスの成長率、経済的に不況である。これは国際的にもそうであるのであります。韓国もまたそういう状況にある、こういうことから、私の就任後に、民生の安定を欠くよ

うなそういう状況というものがあらわれており、その間に経済協力の話というものが再び進められてきておつた、こういうことから、よく韓国は中進国だからどうだということも言われてまいりましたが、しかしこの隣国である歴史的に特殊な経緯のあるこの国が非常に困つておるというのであれば、これはやはり考えなければならぬんじゃないか。そういうことから、今度の経済援助というものは、経済協力というものが話が行われておるのでございますから、過去においていろいろ言われたこととは、これは継続的な面もあるかもしれないが、少なくとも私の就任後に扱つておるその基本になる考えというものは、おのずから違つておるのであります。

○土井委員 それはいつ違つておるのですか。これは最近ですね。韓国側からも代表の方が来られて、いろいろ討議の中で、相変わらず安保絡みの経済援助が必要であるという発言をなすつています。いつ違つておるんです。

○櫻内閣内務大臣 不勉強で、残念ながら最近、前に取り上げられたときのような安保絡みがどうだということは、私は遺憾ながら承つておらないのであります。

○土井委員 前に取り上げられたことを承つていないとおっしゃるのには、その辺は消極的な発言ですよ。安保絡みでないという言葉を積極的に使つかしとして、はつきりさせなければいけないんじゃないですか。そうでない以上は、対韓援助というものは認められないはずであります。これは口をきわめて園田外務大臣はおっしゃつておる。「韓国の防衛または軍事費のために経済協力をすることは、どのような事態になつても不可能で、できない」とおっしゃいます。これは粘り強く御理解を願う以外にございませぬ。こうなつておるのです。御理解願えませんか。そしてそのことがはつきり客観的にわれわれが知り得るような証拠なるものが出てきたんであります。かどうなんでしょうか。

○木内政府委員 韓国に対しまして、安保絡みの協力ができないということでは、園田大臣当時もはつきりいたしておるわけでございます。韓国側はその点十分理解いたしておりました。先般二月中旬に実務者の協議を行いました。先般五カ年計画に即した協力要請を行つてきておりました。この五カ年計画の部分で日本にかかわる諸プロジェクトはすべて民生安定ないしは経済開発のためのものであることははつきりいたしておりました。

○土井委員 いまの答弁ではよくわかりませんが、これは私たちにほつきりわかるものを国会に出していただきたい。安保絡みじゃない、万事民生安定のための援助というものを韓国側はこのように具体的に持つてきたというものを御出してくださいます。日本側もこれで満足し得たんだというものを御出してください。そうでないと、国民に向かつて説明のしようがない。まことに疑惑をまだ持つておられます。

木内さん、あなたにちよつと私は申し上げたい。あなた自身は二月八日の予算委員会で「昨年九月に行われまして定期閣僚会議の際に行われまして園田大臣と盧信永長官の会議におきましても、安保絡みではない」とおっしゃつておられます。先般の閣僚会議で、日韓閣僚会議後の当外務委員会でその審議の中でどういふことが問題になつたかといつたら、このことに対して韓国側と日本側とが歩み寄りできなかった。意見の相違がやはり基本的にあつたから、共同声明も出すことができなかったというところを受けて、そのことを私は「質問したわけですよ。園田外務大臣も、それは「いかなる場合でもありませう」とも軍事、防衛の肩がわりはできない。これはできないのです。」といふことが今回も大きな問題であつたといふことを答えておられます。そしてあなた自身が「先般の日韓定期閣僚会議で、経済協力問題については御承知のとおり歩み寄りが図れなかつたわけでございます。」といふことをおっしゃつておられます。にもかかわらず、その閣僚会議で実

はこういうことがあつたなんということを予算委員会の席でお答えになるといふのは当委員会で審議をばかしたとありませぬ。さういふことですか。よくさういふふりなことが平気な顔をして言えたものだ。あなたは一体どつちが本当なんでしょうか。

○木内政府委員 園田大臣と盧信永外務部長官との会談には私も立ち会つておりました。その会談の過程におきまして、盧長官から、日本側の立場もわかる、安保絡みということではないといふことは言われておるわけでございます。

ただ、御承知のとおり、日韓閣僚会議におきまして通例、コミニケが出るわけでございますが、その発出に至らずに共同新聞発表といふことで事態をおさめた経緯の最大の原因は金額の問題でございます。この金額につきましては大変な懸隔があるわけございまして、この点に双方納得のいくような状況になつたといふことから共同コミニケ発出に至らなかつたわけでございます。

○土井委員 そういふふうに当時の外務委員会の答弁はなつておられません。外務大臣答弁は、日韓閣僚会議以後相談がまだ何にもないといふ状況なんだ、だから相談についてはできない状況なんだといふことを言われておられます。しかも金額の問題じゃないのです。話し合いの自身についての認識の相違だといふことをおっしゃつておられる。「日本の経済協力は、いかなる場合でもありませう」とも軍事、防衛の肩がわりはできない。これはできないのです、私がやろうと思つても。これはできない、それが問題だとちやんとおっしゃつておられます。違つたのじやありませんか、あなたの答弁は、よしんばそういう事実があなたに臨席されてあつたとしましても、当時の外務委員会に対する答えと大分ニュアンスが違つてきておる、答え方の様子が違つてきておる。そこが私は問題だと思つておるのです。おかしいと思つておるのです。いまのままでどんどん進められることに対しては、国民は疑惑を増大することがあつても、了承することには私は恐らくないだろと思ひます。

はつきりいたしておるわけでございます。韓国側はその点十分理解いたしておりました。先般二月中旬に実務者の協議を行いました。先般五カ年計画に即した協力要請を行つてきておりました。この五カ年計画の部分で日本にかかわる諸プロジェクトはすべて民生安定ないしは経済開発のためのものであることははつきりいたしておりました。

そこで、外務大臣にちよつとお尋ねをいたしたすが、商品借款についてこれをお認めになるのか、どうなんでしょうか。

○樺内閣務大臣 先方の希望としては、商品借款二十五億ドルを要請してきておけることは事実でございます。これは慎重に検討中であります。

○土井委員 慎重に検討中というのはどっちの方向でですか。やるという方向で検討なすつていらつしやるのですか。これはどうもやることはできないという方向で検討を重ねていらつしやるのですか、どっちの方向なんでしょうか。

○樺内閣務大臣 これはやることもやらぬとも、いずれも含んだ検討をしておることでございます。

○土井委員 そういう玉虫色みたいな物の言い方はいつまでも通用いたしません。これは外務大臣、伝へ聞くところによると、きよう前田駐韓大使は、中間結果を韓国側に伝達をなさるといふ中身が報じられております。その中で商品借款に対しては日本としては応じられないということ韓国側に伝達をしたいということも報じられておりますが、この報道はうそなんでしょうか、どうなんでしょうか。

○木内政府委員 その報道につきましては、大体そういう方向で考えております。本日、韓国側に伝えるかどうかは未定でございますが、いずれにしても、先般の実務者協議の結果、私どもの方で関係省庁いろいろ協議をいたしまして、大まかな感じというものは、さらにはこれにつきましているいろいろお聞き合わせもした条項も多々あるわけでございます。その辺の相談をしなければならぬという状況に立ち至つておるのが土井委員御指摘の報道かと思つております。

○土井委員 外務大臣、五月の連休に訪韓をなさるといふ日程は事実上決められていたのですか、どうなんでしょうか。

○樺内閣務大臣 いまの日韓の交渉の状況、御承知のような実務者会議を一月と二月にやつて、その後外交ルートでいろいろやつておるわけでございます。そこに私の訪米ということになり、その

後、国会の御審議があるわけでございます。そうすると、ゴールデンウィークは外務大臣はどうするんだというふうなことから、そのころがどうも外相会議かということがニュースになっておる背景かと思つておりますが、現在まだ外相会議を開くような、そういうふうな交渉が固まつてきておるとは私は見ておりません。いずれにしても、訪米後にその後の経緯をよく聞きまして、私が判断すべきことがあれば判断したいと思つております。

○土井委員 まだいまのところ決まつていないという御返答でありますけれども、漏れ聞くところによると、政治判断でこの問題に対して大臣自身が出かけていって決着をつけようとなさる姿勢というのがちらちら見えてくるわけでありまして、先日の二月十六日の記者会見の席でも、総枠が決まらなければ、五カ年計画に対する協力の結論にならないというふうなことをおっしゃりながら、事務レベルで積み上げていったものがすなわちイコール結論というわけにはいかない、国会とか日本官僚の關係からいへば積み上げてなければ処理できないと先方には言つてあると言つて、あと残るところの政治的な判断というものでこの問題に対しての決着をつけようというふうな趣旨の御発言が見えておるわけでありまして、外務大臣、すでに園田前外務大臣は、この日韓経済協力の問題に対して、「日本の経済協力」というのは、御承知のとおりに総枠で決めるべきものではありませぬ。このようにことをはっきり断言されておるわけでありまして、日本は、私が勝手にやるわけじゃなくして国民の税金を使つてもらうわけだから、年度ごとに関議の決定と国会の承認を要する。それはしかも積み上げていかなければならないということも明確に言われておるのです。それからすると、大臣の御発言は少し枠をはみ出で、園田外務大臣とは違つた政治的な配慮に基づく経済援助というものをお考えになつておるような向きが見えるわけでありまして、これは園田外務大臣のおっしゃつたとおりのことをきちつと踏襲して外務大臣として

はなさいますか、どうですか。いかがです。その団長が気に入らないからといって日本側は団長に対しての選別をして入国を見合わせるというふうな形をいま現にとつておるわけでありまして、この問題は恐らく期限切れになつて、そしてさらに日本の零細漁民からすると、そして国民からすると成り行きが非常に憂慮される方向に動かないとは限らない。大臣としてはこれに対処する御所信をどのようにお持ちになつていらつしやいますか。

○土井委員 それは大臣が独断でお考えになつた御答弁をいまなさつておるので、私はそんなことをお尋ねしておるわけでは毛頭ないのです。当外務委員会でも再三再四、この問題に対しては日韓間の事務レベルではっきり詰められておる民間ベイスでという問題がございますから、この基本姿勢というものをゆがめちやならないということが確認されて今日に來ておるのです。したがつて、そういうことを受けて園田外務大臣の答弁というものはあつたということをおつしやいます。いまの御発言というものは少し常軌を逸した御発言として、私は承ることができないわけでありまして、もう一度その点についての確認をさせていただきます。同時に、あと一問だけ、もう時間が経過しておりますから、これは目下大事な問題でありますので、御所信を承つて終わりにいたします。

○土井委員 それは大臣が独断でお考えになつた御答弁をいまなさつておるので、私はそんなことをお尋ねしておるわけでは毛頭ないのです。当外務委員会でも再三再四、この問題に対しては日韓間の事務レベルではっきり詰められておる民間ベイスでという問題がございますから、この基本姿勢というものをゆがめちやならないということが確認されて今日に來ておるのです。したがつて、そういうことを受けて園田外務大臣の答弁というものはあつたということをおつしやいます。いまの御発言というものは少し常軌を逸した御発言として、私は承ることができないわけでありまして、もう一度その点についての確認をさせていただきます。同時に、もう時間が経過しておりますから、これは目下大事な問題でありますので、御所信を承つて終わりにいたします。

○土井委員 そんな理事会で検討するなんて必要ないです。○中山委員 突然の御提案でございますので、理事会で検討させていただきます。

○土井委員 本件につきましては、関係の国会議員の方々とも慎重に相談いたしておる最中でございます。

○土井委員 大臣いかがです。事務レベルの慎重に検討なんというのは耳にたこができておられますが、大臣、これこそ政治的な決断が大切なのですよ、いかがです。

○樺内閣務大臣 土井委員はそうおっしゃいます。これはなかなか経緯があつて、そしてその経緯を聞くと、それは困つたな、こういうことになつておるのです。ですから、いま木内局長の言われるように慎重に検討中、こういうことなんでしょう。

○土井委員 これで終わりますが、最後に委員長にもお願いを申し上げます。先ほどの韓国側から民生安定のための経済協力を日本に要請をしようという中身について、はつきりとひとつ国民が納得できるように客観的な証拠等を委員会に対して提示していただきたいと思つておる。よろしゅうございませうか、これ。そういうことのお申し合せがこういふか、こういふか、お互いが取り交わした文書があるとかいろいろあるだろうと思つておるが、ぜひこのことは委員長、お願いしたいと思つておる。

○土井委員 外務省としては出せませぬ。いかがですか。

○中山委員 これは理事会でやりますから。時間が相当超過しておりますので廣間の順位をひとつ……。

○土井委員 終わります。

○中山委員 玉城榮一君。

○玉城委員 外務大臣、あすからの御訪米、大変御苦労までございます。

最初に基本的な点について一点お伺いをしていただきたいわけですが、最近のわが国の外交姿勢を見ますと、先ほどからも御質問があったわけでございますけれども、常に対米配慮というものが優先をされて、何かしら米側の圧力に屈してのいわゆる対米追従外交ではないか、このように国民の側から見ると映るわけでございます。たとえば例の防衛費突出の問題にしても、これはやはりアメリカの圧力に屈したのではないかと。あるいはまた、最近問題になっておりますわが国は世界で唯一の被爆国でございますけれども、国連における核不使用決議に反対をされたり、あるいはまた、これも昨年だったでしょうが、例のゴラン高原併合問題についても櫻内大臣御自身が、これは国際法あるいは安保理決議違反であり遺憾であるとおっしゃっておられるながら、その後の総会決議に反対というようになら、ちくはぐな態度をとっておられることに対し、国民の側から見ると非常にわかりにくいし、一体わが国外交はどうなっているんだ、このように先ほどの御指摘もあつたわけでございますけれども、そのように見えるわけでございますが、私、いまこそわが国は毅然として言うべきことはい、主張すべきことは主張し、説得すべきことは説得する。いわゆるできることとできないことを明確にしていくという強い外交姿勢というものが必要ではないか、私、このように感ずるわけでございます。特に最近日米関係は非常に深刻な事態にどんどん流れていっているわけでございますけれども、このままの事態でいっただけならば本當に

憂慮すべき事態が来るのではないかと、このように思うわけでございます。「偽り親しむは彼があたり」という言葉がございませぬけれども、あすからいよいよ大臣、御訪米されるわけでございますから、ひとつ御所信をお伺いいたしておきたいと思ひます。

○櫻内閣務大臣 御注意をいただいて大変ありがとうございます。私、一年ぶりに日本の外務大臣として訪米するのでありますから、その間の諸情勢を踏まえながらあくまでも日本の立場を保持して物言ひを言いたいと思つております。

最近よくアメリカ側の圧力が云々と言われておりますが、それは米側が幾つかの問題について非常に強い見方がされておられるのであります。だからといって日本がはいはいと追従しておるわけでない、追従してないから摩擦が起きておる、こういうことだと思つておられるのであります。私、摩擦の起きていることはいはいと申しません。しかし、日米が世界のGNPの割合で三三%を占めておる。この日米の関係がうまくいく、いかに世界経済全体にも影響するのではないかと、あるいは東西の関係に影響するのではないかと、そういうようなことも十分配慮しながら言うべきことは言つてまいりたいと思ひます。

○玉城委員 日米間の経済摩擦、通商摩擦あるいは貿易摩擦、大変難問を抱えての御訪米になるわけでございますが、端的にお伺いしまして、アメリカのわが国に対してドラスチックな、いわゆる劇的な措置をとれという要求、これはアメリカ自身も言つておられることですが、非常に感情的な面もある、こういうことなんでしょう。大臣御自身は、行かれまして、あるいはヘイグ長官とかあるいは米國首脳に対して、このドラスチックな措置をとれという要求に対してどう受けとめ、どう言つか。そして米側に対するわが国の要求というものを、ドラスチックにあなた方自身が解決すべき点が多々あるのではないかと、これを外務大臣御自身がむしろおっしゃられてはいかがでしょう。

○櫻内閣務大臣 ドラスチックという表現なのか、ドラマチックというより言葉も使つておるかと、いずれにしてもこれは思い切つた措置をとりたいことだと思ひます。日本は自由貿易体制を維持したい、そのために市場開放に努力する。アメリカは自分の方の非常に競争力の努力のなかなかなか参入できないことは何か日本の体制の問題があるんだというように言つておるのですけれども、しかしこれは日米両国が物事を話し合つて、こういう場合に、思い切つた措置を日本がとることも結構であります。これは両国の話し合つておることになれば、むしろアメリカもどうぞドラスチックな措置をおとりください、私、これは言いたいと思つておる。アメリカとして、大いにとり得る措置があると思つておる。貿易が不均衡だ、こういうのであれば、かねがね言われておる通りに、アラスカの石油はどうですか、西部炭はどうですか、こういうものを考えだされれば半分は減るじゃないですか、こういうこともありますから、私はいろいろ言われておることも余り気にしておらないのです。どつちにしてもこれは向こうに乗り込むのですから、向こうは人数でこつちは一人、こういう場面ですけれども、十分日本の立場から物言ひを言つてくるつもりです。

○玉城委員 御要望ですが、いま大臣おっしゃいました多数に一人ということ、飛んで火に入らぬ虫というように、夏でもありませんけれども、それ以上に過熱さみなんです、そういうことになつたらえらいことになると思うので、先ほど申し上げましたとおり、どうか毅然としておっしゃる、主張する、あるいは説得すべきは説得する、その御要望をしておきたいわけでありませぬ。次は、この問題も今回お行きになつて話題になるのかどうかお伺いしておきたいわけでありませぬ、例の国連の国連海洋法会議ですね、第十一会期、去る八日からニューヨークで開かれておるわけですが、これは予想されておる通り、米側がそ

の条約草案大幅修正、もうすでに修正案を提出しているわけですね。それに対して途上国七十七カ国グループは、それはもう討議できない、拒否という態度を示しているというところでございませぬ、わが国としてどのように対応し、どういふ努力をされておられるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○栗山政府委員 お答え申し上げます。

わが国としてございませぬ、海洋国家でございませぬので当然のことではございますが、海の法秩序というものがきちんとしておける、これは国際社会のすべての国、途上国、先進国であることを問わず国際社会のすべての国が受け入れられるような包括的な海洋法というものが新しくできる、これが何よりも日本の利益に即するところでありませぬ、国際社会のために重要である、こういう基本的な立場で従来から対処をしておいてきております。今回のニューヨークにおける会期におきましても、基本的にいままも私が申し上げましたような態度で臨むということにしております。

御質問がありましたアメリカの修正提案の問題でございますが、基本的に申し上げまして、懸案になっております深海底開闢の關係の条項につきましては、従来からわが国といたしまして、まだ改善すべき点があるのじゃないかと、主として主張してまいりました経緯もございませぬ、基本的にアメリカの修正提案を支持していくということを考えておられますが、他方におきまして、これは長年の交渉の経緯がございまして、すべて先進国側に都合のいいように直せるというものでございませぬので、そこら辺は交渉の限界と申しますか可能性と申しますか、そういうものも十分見きわめながら、先ほど申し上げました国際社会として全体が受け入れられるような条約をつくつていく、そのために全力を挙げていく、アメリカもそういう態度であくまでも努力をしてほしい、こういうのがわが国の態度でございます。

でございますけれども、アメリカ側が大幅修正を出している。いまおっしゃいました支持をしながら、途上国に対してもいろいろ説得とか交渉をしていくということでございますが、そういうことでこの会議、見通しとしてどのように考えておられますか。

○粟山政府委員 現在のところは、アメリカが修正案を提示したところをございまして、先ほど先生もおっしゃいましたように、途上国の方はやはりこれに對しましてかなり強い反発をしておるといふのが現状でございます。ただ、アメリカの方も、自分たちの修正要求に対してはあくまでも柔軟な姿勢で応ずる、別に一〇〇%要求を通さなければいかぬのだというところは言っておらないわけでございますし、途上国側も、一応強い反発を示しましたけれども、他方におきまして交渉の扉は閉ざさないということも言っております。これから、わが国ももちろん参加していろいろ話し合いが行われるということもございまして、いまの段階では、これからどうなるかということにつきましてははっきりしたことを申し上げられる状況ではございません。

○玉城委員 大臣にお伺いしておきたいわけでございますが、いまの問題でございます。この海洋法会議、九年になんなんとしましてやと最終段階、非常に重大な局面にあるわけです。問題は、米國がレーガン政権になりましてから、八項目の要求だとかあるいは六項目の要求だとか、あるいは四カ国協定だとか、あるいは今回の条約草案の大幅修正とか、そういうどちらかといえますとこの会議に大きなブレーキあるいは混乱を与えておるのは明らかに米國である、これははっきりしているわけですが、いまの御答弁のように見通しがつかないというところもございまして、これが決裂した場合、これは非常に重大な問題になると思っております。これは非常に重大な問題になると思っております。これは非常に重大な問題になると思っております。

○櫻内閣務大臣 長い間協議をして大体着詰ったところで、レーガン政権は新たな提案をしてお

る。そういうことで、局長の方から言われたように、どういふ見通しになるかよといま見当がつかねるのであります。ただアメリカの見直し政策絡みの深海底層開闢関係事項とか、条約の発効に備えての準備委員会の設立問題とか、先行投資保護問題とか、条約参加資格問題等について、現在審議が行われております。

○玉城委員 時間がございませんで次に移りたいのですが、ACMI、戦闘機の戦術訓練評価装置というのですね、このことについて具体的にどういふものか、ちょっと御説明いただきたいと思っております。同時に、このACMIについて米側からわが国にその設置要求がなされているやに聞いているわけですが、それはいつの時点で、どういふルートで、この方になされ、わが国としてどういふふうな対応をしておられるのか、その辺を御説明いただきたいのです。

○淺尾政府委員 まずACMI、航空機戦術訓練評価装置、これは内容としては、最近エレクトロニクスあるいはコンピュータというものが非常に発達してまいりまして、そういう最新の技術を使って飛行機の位置あるいは姿勢などを把握することによって、効率的にかつ安全に航空機搭乗員の戦術向上を図ることを目的としたものでございます。そしてその訓練は実弾は一切使用いたしません。一定の空域内において航空機対航空機の訓練を、昼間非常に高度において実施することをお可能とする訓練装置あるいは訓練というふうにわれわれは承しております。

○淺尾政府委員 冒頭で私が申し上げましたとおり、外務省としてもやはり民間航空の安全性を重

点については目下運輸省、施設庁、外務省との間で調整中でございます。調整中と申し上げるのは、玉城委員もよく御承知のとおり、沖縄の北方の空域というものは訓練空域も多し、かつ民間航空機の交通路でございます。したがって、まずその民間航空機の航行の安全とこのACMIというものの調整、それから島に若干ブイを浮かべるといふこととございまして、漁業等の関係もございまして、したがって、いま三省庁で調整して何らかの結論を出すように努力している、こういうこととございまして。

○玉城委員 このACMIはやはりF15だと思っております。これは米側にとつて必要度の非常に高いものであるのかどうか、わが国としてこれは困るといふことで断ることができるといふか、その辺はいかがですか。

○淺尾政府委員 これはいま御指摘のとおりF15の訓練上どうしても不可欠なものであるということと、アメリカ側は相当高いレベルで申し入れてきています。したがって、わが方としては、先ほど申し上げましたようないろいろの要素も考えながら、他方において安保条約の達成というのを考えながらこの問題について結論を出していかなければならないというふうにご考慮しております。

○玉城委員 そこで、先ほどお答えもございましたとおり運輸省の方としましては、民間航空路の安全確保という立場から、米側の要求しているその空域というものは航空路の交差点でもあり、管制上重大な影響があるというところで、一月の二十七日の日米合同委員会民間航空分科委員会で認めたいというところを言っておるわけですね。運輸省として民間航空機の安全という立場でそういうことを米側に言っているというところからしますと、外務省とされても当然その線に沿って米側との交渉をされると私たちは理解するのですが、いかがですか。

○淺尾政府委員 冒頭で私が申し上げましたとおり、外務省としてもやはり民間航空の安全性を重

要な要素として考えていかなければならないというところとございまして、目下運輸省、施設庁と外務省との間で鋭意協議中でございます。もう少し平たい言葉で言えば、主として運輸省と米側とが話をしているわけでございますが、われわれもいろいろな場で側面的にその話し合いに應じている、こういうこととございまして。

○玉城委員 この問題で要望をしておきたいのですが、この空域は、特に沖縄の場合、那覇空港における民間航空機の約三分の一はこの空域を通るといふことも指摘されているわけですね。安全性に非常に問題がある。同時にこの空域は、香港だとか台湾あるいはフィリピン、インドネシア等の航空路にもひかかってくるわけですから、そういう空域においてこの戦闘機の戦術訓練が昼といえ行われることは、非常に危険性があるということとは当然なこととあります。したがって、特に沖縄の場合、観光というものが大きな柱になっておりますから、こういうところの空域設定することは非常に困難な問題です。運輸省側も沖縄近空における新たな空域の設定は非常に望ましくなく、危険性があると言っているわけでございます。それから、運輸省のそういう考えに従って外務省とされても米側と交渉されることをぜひ必要とおきたいと思っております。大臣、いまお聞きになったとおりでございますが、最後にその点についてお答えいただけますか、最後にその点についてお答えいただけますか。

○櫻内閣務大臣 ACMIの問題については私十分な知識がなかったわけでございますが、玉城委員のただいまの質問一答を通じて、現に予定されている沖縄の地域について種々問題もあるということがわかりました。しかし、また一方におきまして優先度のきわめて高いものであります。外務省として、安保条約上の必要性、地元住民への影響等に配慮しながら日米間双方で慎重に検討をいたしたいと思います。

○中山委員長 林保夫君。

○林(保)委員 大臣、大事な役割りを担われての

訪米、御苦勞までございます。時間の制約もありま

ます最初に、今九十六国会における櫻内外務大臣の外交演説を手元に持っておりますけれども、その中で、まあ前提条件があるのでございますが、このような意味において、日米安保体制を

基軸とする日米友好協力関係は、わが国外交の中心に位置するものであり、両国間の相互信頼に裏づけられた同盟関係がますますいさかか揺るぎのないものとなってきていることは、サンフランシスコ平和条約発効以来三十年を経た今日、まことに心強くかつ感慨深いものであります。こういうこととでございます。

振り返ってみますと、最近の出来事として、日米関係では昨年五月鈴木総理が行かれた際、この日米共同声明、これがやはり一番の基本になっていて、このように私どもは理解しておりますが、その共同声明をめぐって伊東外務大臣がおよやめになり、またいろいろな発言がございました。ですね、あり得ないような発言でありました。

共同声明に拘束されないというのも新聞記事に出ておりました。それらを踏まえられて、大臣は昨年五月の共同声明に対してどのような評価と御認識と、そしてこれからの外交の上をそれをどう生かそうとされるかをまず率直にお答えいただきたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 鈴木内閣発足後初めて行われた日米両国間の首脳会議であった、こういうことで、日本外交史上緊要度のきわめて高い会議であったというふうな認識しております。また十六項目、いや十五項目にわたる共同声明というものが日米間のその時点から今後に対して非常に重要な意義を持ついわば一つのガイドライン的なものであった、このように受けとめておるわけでございます。特にこの共同声明で同盟ということがまず問題になりましたが、私はその当時幹事長をしておりまして、これはこの共同声明どおりに受けとめておく方がいいのではないかと。すなわち、民主

主義及び自由という両国が享有する価値の上に築かれていようというものがこの日米の関係、日米の同盟というものをそういふことで認識し、裏づけたものだと思っております。そして両国間の連帯、友好及び相互信頼を再確認した。

〔委員長退席、愛知委員長代理着席〕

この両国間の連帯という中には、これは安保条約等で結ばれておるそういうもの、あるいは友好、相互信頼関係を再確認した、こういうことで、こういう共同声明の最大の前提になるこの日米同盟についてこのように表現が非常に大事であって、そこで先般の外交方針の中でも私が日本外交はこの安保体制の上で築かれる日米外交というものが基軸をなすものであるということをおし上げたような次第でございます。

○林(保)委員 大臣いまおっしゃられましたように、やはり共同声明、同盟という言葉を使いましたのは昨年でなくて一昨年大平さんが使われたわけですが、その後同盟論議がいろいろございまして、私も予算委員会でもかなり突っ込んだ質問をさせていただきました。大臣おっしゃるに安保問題を含む同盟ということであれば、大臣は同盟関係をしっかりと軍事的な意味を持つ、このように御理解をなさっておるかどうか、この一点、簡単に結構でございます。

○櫻内閣務大臣 先ほど最初十六と言って、また十五と言いましたが、十六項目でございます。共同声明は十六項目でございます。

それからいまの軍事の点ですね。私は当時にも言ったのですけれども、本来言うところとしては防衛は含んでおることだと一番感じが出ておったのですけれども、軍事、軍事ということと、それ軍事同盟だ、こういうようなこととございまして、日本は自衛隊を持ち、そして普通の意味における軍事行動というものを考えていない。専守防衛に徹しており、軍事大国にはならぬ、こう言っておるので、このお尋ねの意味は、防衛は含んでおる、一般的にそれはまた軍事だと

は含んでおる、私はこういうふうな考えておりました。昨年の二月の予算委員会の議事録を見ていただき

たいと思っております。鈴木総理は私の質問に対してはつきりと「そのとおりでございます」と言われた。その後から変な事になったものから、大臣が更迭されるようになった。ますますおかしな事だ、この辺の不信感のはつきりと、軍事だけの問題ではございませぬけれども、日米間の今日の大きなトナリになっており、政府は一体何を考えているのだ、日本はどうしているのだ、こういうことになっておると思っております。後で話めまますが、きょうは時間がございませぬので、それではまあよろしゅうございます。

十六項目について大臣は今度行かれるに当たりましてレビニューされたと思っておりますが、何項目ぐらい今日達成でき、あと幾らぐらい残っておるよう

にお考えでございますでしょうか。

○櫻内閣務大臣 十六項目の項目の一つ一つがどうかということではなくて、私もいまとつきにどの程度というものが言いかねますが、十六項目について私は先ほどその時点から今後のいわば指針である、こう申し上げたわけでございます。この十六項目の共同声明は日米間を結ぶ上に非常に重要な共同声明であった。これに基づいていろいろの取組を取り計らっていく。この段階で項目のうち何項目あるいは何%いったということとはちよっとお答えしにくいと思っております。

○林(保)委員 私なりにデータを持っておりま

すけれども、これは次の機会に譲ります。そこで、当面問題になっております大臣が御訪米になつて貿易問題が焦点だろうということ、国民的な関心も非常に高うございまして、大臣はこれについて解決できるという確信を持ってお行きなされるのでございませうか。それとも高級事務レベル会議、そのほかベルサイユ・サミットに至るまでの日程がいろいろたゞいまも議論されておりました。どういふお考えでお行きになるのか。訪米

の意義。先ほどは総括的にはむずかしいとおっしゃいましたけれども、まずそれをお伺いしたいと思います。

○櫻内閣務大臣 本来日本の貿易をどのように評価するかという問題は、この二国間だけ取り上げて議論するのは本当は無理だと思っております。それから私は先ほど申し上げましたように、經常収支がどうなつておる、総合収支はどうか、お尋ねのこと、勘案しなければならぬ。特に日本のような国柄といたしましては、貿易はある程度黒字でも、その他の面での黒字を消してしまふという要素は持つておるのですから、そういう点は米側が理解をしてもらわなければならぬ問題でありまして、最近言われておることは、日本が大きな黒字を持つておる、輸出をどんどんアメリカにしておる、そのことによってアメリカの産業が影響を受けて、そして失業者も出ておるのだ、そういう論法で批判をしておる、その最もいい例が自動車である、こういうことなんです。そうなつてくると、失業を輸出しているのじゃないかと

言われれば、なるほどと、こういうことにもなりません。現に出てる百八十億ドルのインバランス。また本年はさらにその不均衡が拡大するのではないかと、そういう点をおもんばかりまして、どのように改善をしていくのか。それからまたアメリカ側では日本の市場開放が十分でない、競争力のあるものも、日本に入らないのだ、そういう点は速やかに考えてくれ。これは日本としては十分考慮しなければならぬところとございまして、そうして当面の問題としては関税の引き下げ、あるいは非関税障壁をどうするか。これは逐次手を打つておるわけでありまして、いろいろなこと、側においては満足をしておられない、こういうこととありますから、今度の会談の折に二国間の問題でこれらのことに触れられるとするならば、それは謙虚に向こうのおっしゃることを聞いてまいりたい、こう思っています。

○林(保)委員 経済局長、ひとつお答えいただきたいのですが、私も過般来日されました

マクドナルドさんにお目にかかりまして、ちょっと意外に思ったのは、万事を相互主義、あるいは制限主義あるいは保護主義に持つていくのじやなくて、大変、世界経済の活性化、それに基づく新しい何かこう貿易経済秩序をつくりたいという、これはうまいことを言っておられるのかもしれない。交渉の場とは別かもしれないけれども、そういうようなニュアンスで私は話を聞いたわけですが、局長は実際に御承認になつておられるか。

それから、いろいろ資料を私も見させていただきましたけれども、オンブズマン制度というのがございますね。これはどういふことなのか。日本がやる意思があるかどうか、この二点について、時間がございますので、お答えいただけますか。

○深田政府委員 ただいまの林先生の御質問でございますが、先ほど外務大臣からお答えがございましたように、アメリカの一番基本といたしておりますのは、日本の市場開放というところに重点を置いておられます。これはやはり世界の貿易を拡大して、このために二国間、多数国間で協力して、こういふ意図が非常に強まってきたら、日本としても同じような立場に立つておるといふところにこれからの明るい展望を持ちたいという気持ちを持っております。懸案はたくさんございますので、これから話し合ひを続けていくことになるわけですが、先般の小委員会におきましても、そのような精神のもとで協議を進めたわけでございます。

また、OTO、オンブズマンの制度でございますが、これは厳密な定義がある言葉ではございませんけれども、このほど日本でもつくりました仕組みは、基本的には政府の担当部局を中心にするものでございます。オンブズマンという場合には、政府から離れた諮問委員会のごときものと考えようじやないかという意見もあり得ると存じます。

けれども、さしあたりまして、実務的にアメリカからあるいはヨーロッパ等から来るいろいろ実質的な苦情と申しますか、案件の処理に当たるといふことでもございまして、一方におきまして五十七会計年度におきましては、このOTOの作業は行政監察の対象にしていただくということで、経済企画庁担当部局を中心に私どもお手伝いをいたしました。これから実効のあるものにせひたい、このように考えております。

○林(保)委員 局長、もう一つ、いつごろから実効が出来ますでしょうか。

○深田政府委員 現在のところ、約二十件ほどの案件が集まつておりましたが、これらについて鋭意検討を進めておるわけですが、実効はもういまいまも出るというところでございます。ただ、九十九事例のうち六十七事例という、一月三十日の決定ということを受けております。直後でございますので、非常に多数の案件が殺到しているという形にはなっておりません。この制度ができましたことについては、在外公館等を通じて外国にも啓発をいたしております。そういうことから、いま御指摘の実効という意味におきましては、なお若干の時日はあるいはかかるかもしませんが、いまも御指摘の通りでございます。

○櫻内閣務大臣 この結論から申し上げますが、いま日欧間で何か連携をとりまして、当面の諸問題に対処する、こういうようなことにはなっておりません。ただ、日欧間におきましても貿易が不均衡でございまして、先般来とりました諸施策について十分理解をしておらう、こういうことで、お見えになった方々、このチンデマンズ外相ももとよりでございますが、日本のとつた措置をるの説明しております。

○林(保)委員 これは大臣にお聞きしたいのですが、三月二日に私もレオ・チンデマンズ—ベルギーの外相、前の総理をやつておられました方が、ECの閣僚会議の議長としておいでになりました。そのときにいろいろECとアメリカとの摩擦の問題を聞きまして、いろいろお聞きしたいのですが、相互主義法案に対する反対ですね。それから高金利政策あるいはまた失業問題のほかで、かなり日本よりも強硬だと思われる節もございました。日本との一体的な要請をやりたいものだというふうにお聞きしたい。あるいはまた何と何と

同時に、いま御承知のように江崎ミッシンが行つておるわけでございます。あるいはこの江崎調査団が行つておる間にEC側のいろいろなお考えがあるかもしませんが、それはそれといたしまして、現在までの経緯からいいますと、日欧が手を組んで何かに対処する、こういうことは考えておられません。

○林(保)委員 私はプライベートミッシンでなく、やはり公式な立場でおやりになる、それからまた議員は議員ベースでやる、あるいは産業界の皆さんはそれなりにやるというふうなものがあるのではないかと、そういうグローバルな交渉のような情勢になっておられますので、ぜひそれは、また追つてお聞きいたしますけれども、しっかりとついでにしたいと思います。むしろそういうふうにお願

○林(保)委員 そんなに大きいものじやございませんけれども、これだけございまして、なかなか表現いろいろ書いてございまして結論を出しにくいのですが、新聞報道になりますと、「ソ連の総合力 日本に早急な脅威なし」、これは毎日新聞さんが書かれておるわけですが、「自衛力増強は必要 対話の努力も提唱」、「85年危機機説」を肯定」こういうふうに出ているのだからと思つて見ましたら、これから政治情勢が国内的に変わるから軍の発言が大きくなつてくる、それで危ないというふうな表現になつておると思つておられます。大臣、日本の認識はこのような見当でよろしいのでござい

○櫻内閣務大臣 指摘されておる八五年というところは、期せずして米側が言つておる一九八〇年

○櫻内閣務大臣 指摘されておる八五年というところは、期せずして米側が言つておる一九八〇年

代中葉といふのと一致するわけでございますから、国際的な一つの客観的な見方としてそのころがソ連の軍事力のピークになるのではないかと、こういうふうな受けとめてよろしいかと思ふので

○林(保)委員 ところが、これまた外務省の資料でございますが、海外政経情報の一月号ナンバー四百八十一、これは何も外務省というだけの問題じゃございませんで、この中に海外の皆さん方、特にアメリカのレーガン政権の要路の皆さんがどういうふうな考えているかという問題がございまして、たとえばロング米太平洋軍總司令官のUS

ニューズ・アンド・ワールド・レポートに書かれた記事によりますと、「我々は脅威は極めて現実的なものであり、残された時間はあまりない」というような表現をしておりますね。そういうしとすと、この文書と両方読み比べてみて余り大きなギャップがあるように考えられてなりません、この点大臣、私ども国民はどのように理解し、考えたらよろしいのか、承りたいと思ひます。

○櫻内内務大臣 軍の専門家としてそういう所見を持たれたものだと思うのでありますが、日本はソ連を潜在的脅威としては注意深く見守っておりますわけでございますが、ロング將軍は恐らく、このままではおれば脅威である、それは時間が限られておる、こう言つたものではないか。また、レーガン大統領が御就任後とられておる政治姿勢も同じような感覚で、軍事力について就任後予算の修正をしてまでもその強化をされておるといふことは、米側の要路の人々にはそういう見方があるのではないかと、こういうふうに見ておる次第です。

○林(保)委員 さきの日米共同声明による十六項目の問題もすべて認識の問題から来ておるうかと思ひます。いろいろとお聞きしたい点もいっぱいあります。なお外交本舞台へ出られる大臣の前にいたしまして国益にも反しますので、この辺で質問を終わりたいと思ひます。御苦労ですがよろしく。ありがとうございます。

○中山委員長 野間友一君。

○野間委員 先ほども少し話が出ておりましたが、私がまずお尋ねしたいことは、いわゆる昨年の五月八日のプレス・クラブにおきます、総理の述べられた日本の庭先数百海里ないしは航路帯一千海里の防衛論、これに関連してお尋ねをしたいと思ひます。

これが共同声明直後の当委員会におきましても大変な問題になりました。御案内のとおり、防衛の分担を約束してきたとか、あるいは自衛の範囲を定めたとかいうことで私どもは追及したわけでありまして、政府は、そうではないのだというところをここで終始一貫して言っております。ところが、その後のたとえばアメリカの国務省あるいは国防総省、このあたりの高官の中からさまざまに形で、これがわれわれが非常に懸念しておつたいわゆる庭先一千海里、これらの防衛分担、こういうことを意味するといふことがあちこちで言われておりますし、公式の発言の中でこれが出ております。私たちは大変憂慮しておるわけでありますけれども、プレス・クラブにおきまます質疑の中で総理の答弁を素直に読めば、いま申し上げたような読み方しかできない、前にも申し上げたことがありますけれども、私はこう思つておるわけであり

こういふ状況を踏まえまして外務大臣は訪米されるわけですが、特にこの中でカールツチ国防長官代行との懇談が二十二日に入つておりますね。かなり時間をかけて、しかも今度の訪米の中でもかなり大きな重要な会談であるように私は聞いておるわけですが、こういう国防総省や国務省の総理の発言に対する理解、これはもし誤解とするとすれば大変なことになる。この点についてどう対応されるのか、まずお聞かせいただきたいと思ひます。

○櫻内内務大臣 私の日程の中に国防次官、ワインパーガー長官は留守中でありましてから長官代理という表現になっております。ここを訪問することにはなつておりますが、ワインパーガー長官はわ

ざわざ日本に來られるのでありまして、伊藤防衛庁長官や私が日本でお会いする予定にしておりまして、今回の国防総省訪問は、私の気持ちからいたしましてと表敬訪問、こういうことでございまして、特に防衛問題について協議をしようといふ考えはございません。もとより、せつかく行くのでありますから、向この御意見等が出れば、それは承る考えでございます。

○野間委員 外務省の方から正式にもらつた文書の中でも、レーガン大統領については表敬、あるいはブッシュ副大統領表敬、こういう記載がありますけれども、カールツチ等については会談といふことが正式に書かれておるわけですが、そこでお尋ねしたいこと、これは大臣、いま申し上げたように、国務省や国防総省では私が申し上げたような受け取り方をアメリカ側が実際にやつておる。これはこのとおりでいいのかわるか、その点についてのお尋ねなんです。

○櫻内内務大臣 このプレス・クラブの総理の発言は発言で、これが何か米政府に対して約束をしたとかどうとかいふことが盛んに言われますが、これらの点については、繰り返してさうでないといふことは申し上げておるわけでありまして、日本はあくまでも日本の防衛につきまして憲法の枠があり、また基本方針というものを明らかにしておる。防衛大綱のもとに現在五三中業を進めておるわけでございます。これは自主的にやることでございまして、総理は、日本周辺数百海里、航路帯を設ければ一千海里の範囲について自主的に防衛をする、こういうことを申しておるわけでございます。

○野間委員 実質的に、あるいは公約したのかといふことは一つの問題であります。同時に、私がいまお聞きしておるのは中身の問題なんです。ね、大臣。いままでの政府の見解は、昨年の十月三日の予算委員会の中で、神委員の質問に対する総理大臣と防衛庁の塩田さんの答弁の中身に食い違つたまま来たのは、すでに御案内のとおりです。

私がお聞きしておるのは、このプレス・クラブにおける発言が、いままでの政府の持つてきた見解からさらに超えて、一千海里まで日本のいわゆる自衛の範囲あるいはオペレーションエリアを伸ばしたといふことかどうか。鈴木さんはあのプレス・クラブの発言でそう言つたんじゃないかと言つておるわけですか。それから、自主的に云々あるいは約束したかどうか、これは別の問題でありますけれども、アメリカ側では私が言つたようなふうにとつておりますから、その中身について、鈴木さんが言われたこと、それはどうなのか、アメリカ側は誤解しておるのかどうか、その点なんです。

○浅尾政府委員 まず第一に、ナショナル・プレス・クラブでの総理の発言については、野間委員も御承知のとおり、総理は、周辺数百海里、それからシーレーンについては約千海里につき、憲法を踏まえつつ、自衛の範囲内で防衛力を強化するといふことを言つておられるわけですが、それで、アメリカ側の受け取りでございまして、先ほどから何か、いままで日本が防衛力整備大綱の範囲を超えてやるといふふうにとつておるんじゃないかといふことでございまして、この総理の発言というものは、総理自身が国会で再三答弁されておりますように、すでに五十一一年の防衛力整備大綱の前から防衛庁が考えていることを述べたもので、何ら新しいものではないといふことが第一点。

第二点は、ウエスト国防次官補が三月一日のアメリカの下院公聴会においても述べているのは、総理大臣はプレス・クラブにおいて、さつき私が申し上げたようなことを述べたといふことでございまして、アメリカ側としてこれを公約といふふうにはとつていないといふことでございまして、繰り返しますれば、従来から防衛庁が持つてきた「防衛計画の大綱」に沿つて防衛力を整備していくんだ、それ以上のものでは何でもないといふことでございまして。

○野間委員 だとしますと、たとえばいまプレス・クラブにおける発言が、七艦がペルシヤ湾やインド洋へ行く。留守になる。その留守に、日本の庭

先であるこれこれのものについては日本が防衛の範囲内でこれを守っていくんだ、強化するんだということですね。こういう表現をされておられます。それから十月三日の予算委員会の中でも「わが国としては、周辺海域数百海里、航路帯として一千海里、そういうものを防衛していく、防衛の範囲内と考えておる。」と言っておられるわけですね。これに対して、塩田政府委員がそれを盛んに修正して違つた答弁をしておられるわけですね。ですから、プレス・クラブの発言とかあるいは鈴木総理大臣のこの予算委員会での発言、これを素直に読めば、いままでの政府の見解を大きく転回しておる、大きく発展させておるといふふうにとるのが当然だと思ふのです。しかし、その後総理は国会答弁の中で軌道をずいぶんと修正されておられます。

それは後で触れますけれども、淺尾さん、もし政府が従前のそういう見解を超えていない、逸脱していない、こういう態度をとるならば、私は、いろんなアメリカ側の発言によると、これはまさに誤解だと言わざるを得ないと思ふのです。国防報告の中にもこれは引用されておりますし、ドネリー在日米軍司令官もそれに關連していろいろ言っておられます。それからホルドリッヂ少将も、先ほども若干引用がありましたけれども、これは昨年十月二十八日の日米協会の会合での演説ですが、「日本は一千カイリの距離まで出て日本本土を防衛する責務を負う用意がある、」というふうには総理が述べたというところは、これはアメリカの大使館で発行した資料の中にもはっきり出ておるわけですね。つまり、「一千カイリの距離まで出て日本本土を防衛する責務を負う用意がある、」というところが正式なアメリカの大使館の書き物の中に日本語として翻訳されておられますし、原文にも当たりましたけれども、そういう趣旨のことが書いてある。これはホルドリッヂですが、その他、ウェスト、これは国防次官補、これも三月一日の対日防衛に関する国会での特別会議ですか、この特別会議の中でも同様の趣旨のこと

を言っておられるわけでありませう。これは知らないはずがないわけですが、こういう一連の発言は一体どういふふうな理解しておるのかどうか。日本政府としてどうなんでしょうか。

○淺尾政府委員 再三同じような御答弁になつて恐縮でございますが、ウェストも明らかにその証言の中では、総理は、日本が憲法の制約の枠内のみずからの領土、周辺海域及び千海里までのシーレーンを防衛できる旨述べた。総理はまた、在日米軍の云々ということもございませうけれども、そこでは「防衛計画の大綱」に沿つて防衛庁が今後防衛力を発展していくわけでございます。その結果として、日本が攻撃された場合に、日本の自衛隊、あるいはこの場合は海空と言つた方がいかもしれませぬけれども、そういう能力を持つように発展していくということもございませう、あくまでも整備の目標というところでございませう、この点については、アメリカから来日する軍の当局者あるいは国務省の当局者とも、防衛庁あるいはわれわれとの間で何回も意見を交換しておられて、日本とアメリカとの間に意見の相違はないというふうには私は考えております。

○野間委員 憲法の制約とか、憲法がよく頭に出来てきませぬけれども、これは一つの慣用句として使われているのが形骸化しているというのが常態なんでしょう。私は、ですからそれはそれとしても、彼らの発言の中身、これはまさに有時あるいは平時を問はず、この一千海里の区域においては日本がこの範囲で常時防衛していくというふうにとつておるとしか考えようがない。これはプレス・クラブの発言でも、有時、平時というふうな、そういう前提なり限定もせずには言っておられるわけですね。その点について非常に心配しておられるわけですね。もし政府が、そうでなくて、いままでの見解をいささかも伸ばすものではないと言ふのなら、その誤解を解くのが当然ではなからうか。いま淺尾さんは、憲法の制約とかいうことで意思の不統一はないというふうな言われまされたけれども、しかしさまたまな人がさまたまな形で発言してお

る。私は、もし意思の不統一がないならそれにこしたことはないと思ふのです。しかし少なくとも書き物で見ると、アメリカ側は、日本の立場からすれば誤解しておるとしかかたよりがないと思ふのです。その点について、せつかく国防長官代行カールツ氏とお会いになるわけですから、櫻内大臣、きつとその点を踏まえて、そういう点については公約をしないというふうな言われぬのが筋じゃないでしょうか。あなたは二月二十三日の衆議院の予算委員会の中でも、鈴木総理の言われたことを引用して「総理は、少なくとも日本の庭先である周辺の海域を自分で守るのは当然のことである、こういうふうにおっしゃつておる」ということを肯定的に言われております。こういう表現一つとつてみても、誤解を与えることは当然だと思ふのです。したがつて、その点の誤解がないようにきちつとしなければならぬ、こう思ふのです。しかもウェスト国防次官補でしたか、あと八年以内はこういうもの約束を守つてもらふんだということまで議会の中で言つておられるわけですね。いかがでしょうか、大臣。

○櫻内内務大臣 御質問の御趣旨は、鈴木総理が日本周辺数百海里、航路帯を設ければおよそ千海里、それは日本が防衛するということを米側に日本は公約したんじゃないか、そういうことをおっしゃつておるのではないかと思ふのですが、それについては、そういう公約とかどうとかじゃありません。日本には日本の防衛の基本方針があります。現状では防衛大綱であります、しかもその防衛大綱ができる前からシーレーンはおおよそ千海里というものを言つておられるので、そのことを総理は口にはされておる。日本のいわば防衛目標を言われておるんだ。そのところが野間委員とギャップがあるのじゃないかと思ふのですが、しかし、日本としてはいつも憲法と言ふが、憲法を守り、そして日本の基本方針である防衛大綱のつとめて自主的にやっていますと、これが日本の方針でございます。

○野間委員 先ほども若干触れましたけれども、もしいま言われるようなことが事実であるとすれば、総理の発言は否足らずと申しますか、誤解を招く、言つてみれば非常に悪い表現といふふうな思つたわけですね。ところが、これがいろいろ国会で問題になりまして、二月十六日の参議院では、鈴木総理がかなり修正をされておられます。ちよつと引用しますと、「わが国の防衛力整備の目標としてこの周辺数百海里、航路帯で言えば一千海里の航路帯を守るような海上自衛隊なりあるいは航空機の防衛力を持ちたい、それを目標にやつておるのだ」というようなことが言われております。これは非常に修正されたと思ふのです。したがつて、櫻内大臣の見解、いま私が引用した二月十六日付の鈴木総理の、こういうプレス・クラブでの発言の真意と申しますか中身、これについては全く異論がないわけですね。

○櫻内内務大臣 私、ただいまそのような趣旨で申し上げたのでありまして、日本は、日本の防衛について自主的に判断をし、航路帯で言えば一千海里を目標にしておる。総理の言われたとおりでございます。

○野間委員 この問題についてはこのぐらゐにしますけれども、アメリカの要人の発言、もしいま私が言うような懸念と申しますか、読み方が間違つておれば、それはいいわけですが、私は決してそうじゃないと思ふのです。この点については、後でまた別の機会を設けて、さらにただしたいというふうな思ひます。

最後に一つお聞きしたいのは、これも先ほど出ましたけれども、貿易摩擦に關連して、柑橘あるいは牛肉の輸入の自由化、あるいは柿の拡大の問題です。一昨日も全国の農民、農協が中心になりまして集まりまして、自由化あるいは輸入柿の拡大阻止の大きな運動をやりました。これはやはり農家の実態をリアルに——いま農家あるいは農業の形態、経営は一体どういふものかといふことを素直に検討すれば、自由化なり柿の拡大が許されないといふことは当然だと思ふのです。この点について、柿の拡大あるいは自由化を許さないとい

う意思を日本の外務大臣として毅然とした態度で
きちんと伝えてほしい、こういう要求であります
けれども、この点について答弁を求めて、質問を
終わりたいと思います。

○櫻内閣務大臣 柑橘類、牛肉については、す
でにこれらの問題は一九八二年の後半に相談をする
というのが十月から相談をしよう、こういうこと
になっておるのでございますから、その場で十分
日本側の意向を表明したらいよいよ、協議したらば
いいと思っております。

それから、制限品目についての自由化につきま
しては、自由化がむずかしいということももちろ
ん私は言う考えでございますが、この方も、実際
は工業製品の関係も含めて、五月ぐらいからは作
業部会でよく検討しよう、こういうことになって
おりますから、私が今回行った場合に、ストレー
トにこれらの問題が首脳会議の議題になるとは思
っておりませんし、なったときには、実情あるい
は困難な状況をよく申し上げる考えでございま
す。

○野間委員 終わります。

○中山委員長 伊藤公介君。

○伊藤(公)委員 さまざまな重要な課題を掲げた
外相の訪米、ぜひ所期目的を達成して、お帰りを
いただきたいと思っております。

いろいろな御議論がございました。具体的な問
題を二、三だけ伺いたいと思っております。

その前に、毎日書き立てられている、あるいは
アメリカ公使のテレビの放映を見られまして、
日米の通商摩擦のアメリカ側の認識に対して、日
本国民の率直な感情は、どうもまだわれわれの立
つている立場を十分理解してもらっていないとい
う声が非常に強いように思っています。私の地元
も、日野自動車であるとか、あるいは日産工場等
ございまして、現場の皆さんの声、あるいは管理
職の皆さんが、アメリカの自動車工場であるとか、
そうしたところの勉強会を終えた報告の中でも、
やはり日本の企業努力あるいは労使間の努力とい
うものがどうも評価をされてないという声も非

常に強いように思っています。
そうした中で訪米をされる外務大臣、具体的
な問題を二、三尋ねる前に、積極的に取り組むと
いう話だけでなしに、今度の訪米でアメリカ側に
何を理解してもらいたいと考えて出発されるの
か、まずその点を伺いたいと思っております。

○櫻内閣務大臣 昨年の伊東外務大臣以降一年経
過をしておるわけでございますので、レーガン大
統領、ブッシュ副大統領、ヘイグ國務長官との間で
は、主として最近における国際情勢について、米
側がどういう考えを持っておるか、日本側がどう
いう考えを持っておるか、そういう点の意見交換
をいたしたい。

これは言うまでもないことでありますが、日本
外交の中で日米外交は基軸をなすものである、そ
ういう立場で日米両国が意思統一をしておくこと
が、国際関係に対しても非常にいいのではない
か、ですから、そういう面が主たる課題になるわ
けでございしますが、二国間の問題も、もとより当
然課題になるであろう。

その場合に、御質問の経済問題が中心になるこ
とは言うまでもないと思っておりますが、この
経済問題につきましては、すでに安倍通産大臣も
行かれたことでもあり、また続いて、自由民主党の
派遣とは申しませんが、政府・与党としての江崎
ミツシヨンが行っておりますので、日本側の考え
というものはいろいろな角度で米側に伝わってお
ると思っております。したがって、もし米側か
らいろいろの問題提起がありますれば、先ほど来
御答弁を申し上げておるように、その問題ごと
について日本側の立場を明らかにしていきたい、こ
う思っております。

○伊藤(公)委員 アメリカのマンズフィールド大
使が十八日に自民党の三役と会談をされて、日本
側が六月のサミットまでに、この表現で言えば劇的
な措置をとるよう、期限付きの対応を迫ってい
るわけでありまして、これについては、政府として
はサミットまでにどういう結論を出すのか、ま
た、訪米に当たって日米の高級事務レベルの会議

を開くという提案をされると伺っておりますが、提
案をされるのかどうか。さらに、先ほど牛肉と
オレンジのお話もございましたけれども、その他
の輸入制限品目の制限緩和の問題あるいは輸入た
ばの小売店の数の拡大の問題であるとか、ある
いは関税の引き下げ、サービスや金融の市場開放
の条件、こうしたことが具体的な問題に上がって
きているわけでございます。このスケジュール
を、交渉を前にしているようでございますけれど
も、お話ができる範囲内でお答えをいただきたい
と思っております。

○深田政府委員 アメリカ側が申ししておりますこ
とは、ここ二、三カ月の間がいろいろな意味で非
常に大事であるので、日本側において目に見え
る、よくわかるような措置をせよとてほしいとい
うことであらうかと存じております。高級事務レ
ベル協議につきましては、まだ具体的なことは何
も決まっております。日米間で協議をする場と
しまして私どもも非常に有用な場だと考えており
ますが、次回をどうするかというところは全くこれ
からの問題でございます。また、それぞれの案件
について今後どういふふうに進めていくかという
ことにつきましては、先ほど来外務大臣からも御
答弁がありましたように、牛肉、柑橘あるいは残
存輸入制限品目の中の農産物、水産物等についての
作業のスケジュールが決まっておりますほか、案
件ごとにしかるべきチャンネルを通じましてアメ
リカ側との意見交換を進めてまいりたい、このよ
うに考えております。

○伊藤(公)委員 大臣にもう一点だけ伺いたい
と思っておりますが、一月の中旬にアメリカの國務省が行
った台湾への武器輸出が非常にいま中国に強い反
発をされて米中関係が憂慮されているわけであり
ますが、この点については訪米に当たって何らかの
サゼクションをされるおつもりがあるかどうか。
きょうはこんなに限られた時間だと思っております
ませんが、本会議が迫っておりますから、警察庁
をお呼びしておりますので続けて違う問題をもう
一点だけ伺いたいと思っておりますが、最近外国で働い

ているあるいは旅行している日本の人たちが非常
に事故に遭われて、特に通り魔事件、そういうも
の巻き添えを食うという事故が頻りに起こって
いるわけでありまして、最近も世田谷の三浦和義
さんという方が、たまたまアメリカで奥さんが事
故に遭われて植物人間になって帰ってくるという
大変な事故があったわけでありまして、私たちの
この国の中でも昨年の一月一日からこうした通り
魔事件に対する補償の制度がスタートいたしました。
すでにスウェーデンとかフランスでは、国籍
を保持している人たちが外国でこうした事件の巻き
添えを食っても補償するという制度になっており
ますが、こうしたことについて今後国内の補償制
度を適用していくべきだと私は思いますけれども、
いかがでしょうか。

○櫻内閣務大臣 先ほど申し上げましたように、
国際情勢一般の話の中でアジアの問題に触れるこ
とはもとよりでございますが、中国の問題につ
きましては日本側として知り得る差し支えない
範囲の諸情勢を申し上げ、米中関係が政治、経済
の面で円滑にいくことがアジアの安定の上にもた
国際政治、経済の上にも非常に重要である。だ
から、いろいろの問題があるようでございますが、そ
の辺は米側の賢明な善処をお願いするというよう
な、主として日本側から諸情勢を申し上げ、具
体的な問題についてはせつかくアメリカ側として
細心の注意を払って御努力になっておること
でございますから、特に武器問題などを取り出して論
議をするというよりも、一般的なアジア問題、中
国関係の問題の中で協議をしてみたいと思いま
す。

○福永説明員 御指摘の三浦さんを初めといたし
まして、確かに気の毒なことだと存じております
が、御承知のとおりこの法律の適用範囲は日本国
内での犯罪、広げましても日本の船舶、航空機
の中で起きた犯罪ということに現在限られておるわ
けでございます。したがって、現在のところ
は適用の余地がございませんが、仰せのとおり將
来の問題といたしましては、国際的な動向等を踏

を踏まえて、今後の対応を講ずるべきであると思
います。また、先ほど申し上げたように、
国際情勢一般の話の中でアジアの問題に触れるこ
とはもとよりでございますが、中国の問題につ
きましては日本側として知り得る差し支えない
範囲の諸情勢を申し上げ、米中関係が政治、経済
の面で円滑にいくことがアジアの安定の上にもた
国際政治、経済の上にも非常に重要である。だ
から、いろいろの問題があるようでございますが、そ
の辺は米側の賢明な善処をお願いするというよう
な、主として日本側から諸情勢を申し上げ、具
体的な問題についてはせつかくアメリカ側として
細心の注意を払って御努力になっておること
でございますから、特に武器問題などを取り出して論
議をするというよりも、一般的なアジア問題、中
国関係の問題の中で協議をしてみたいと思いま
す。

まえてこれら外国におけるものについても適用を
考え、あるいは相互主義にとらなないよう国際
的な動向をにらんで検討してまいる、こういうこ
とが必要かと存じます。
○伊藤(公)委員 以上で終わります。

○中山委員長 次に、日本国とドイツ民主共和国
との間の通商及び航海に関する条約の締結につ
いて承認を求めの件及び千九百七十一年の国際小
麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年
の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協
定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧
援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百
八十一年の議定書の締結について承認を求めの
件並びに国際科学技術博覧会政府代表の設置に關
する臨時措置法案を議題といたします。
政府より順次提案理由の説明を聴取いたしま
す。外務大臣櫻内義雄君。

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航
海に関する条約の締結について承認を求め
の件
千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の
文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の
有効期間の第六次延長及び同協定を構成する
他の文書である千九百八十年の食糧援助規約
の有効期間の第一次延長に関する千九百八十
一年の議定書の締結について承認を求めの
件
国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨
時措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○櫻内國務大臣 ただいま議題となりました日本
国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に關
する条約の締結について承認を求めの件につき

まして、提案理由を御説明いたします。
この条約につきましては、昭和五十四年にドイ
ツ民主共和国側より締結したい旨の申し入れがあ
りましたのでその後昭和五十五年十月より両国政
府間で交渉を行いました結果、昭和五十六年五月
二十八日に東京において、両国政府の代表者の間
で、この条約の署名が行われた次第であります。

この条約の主な内容として、関税、租税、
事業活動等に関する事項についての最惠国待遇、
輸出入制限についての無差別待遇、身体及び財産
の保護、出訴権についての内国民待遇及び最惠国
待遇、領事官との通信等の権利、商船の出入港等
についての内国民待遇及び最惠国待遇等を定めて
おります。
この条約の締結により、わが国とドイツ民主共
和国との間の経済交流が安定的な基盤の上に一層
促進されるものと期待されます。
よって、ここに、この条約の締結について御承
認を求め次第であります。
何とぞ御審議の上、本件につき速やかに御承認
あらんことを希望いたします。

次に、千九百七十一年の国際小麦協定を構成す
る一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約
の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他
の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効
期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定
書の締結について承認を求めの件につきまして
提案理由を御説明いたします。
昭和四十六年に作成されました千九百七十一年
の国際小麦協定は、小麦の市況に関する情報交換
等について定める小麦貿易規約と開港途上国に対
する食糧援助について定める食糧援助規約から成
っておりますが、両規約が昭和五十六年六月三十
日に失効することとなつておりましたので、同年三
月ロンドンで開催された政府間会議において、そ
の有効期間を二年間延長することとしました。こ
れらの議定書は、このような延長について定めた
ものです。
なお、これらの議定書は、昨年七月一日に発効

し、わが国は、現在暫定的に適用しております。
これらの議定書を締結することは、小麦貿易に關
する国際協力の促進が期待されること、開港途上
国の食糧問題の解決に貢献することとなること等
の見地から、わが国にとり有益であると考えられ
ます。
よって、ここに、これらの議定書の締結につ
いて御承認を求め次第であります。
何とぞ御審議の上、速やかに御承認あらんこと
を希望いたします。
最後に、国際科学技術博覧会政府代表の設置に
関する臨時措置法案について、その提案理由及び
内容の概要を御説明申し上げます。
昭和六十年に筑波研究学園都市で開催される予
定の国際科学技術博覧会につきましては、国際博
覧会に関する条約第十二条の規定により、開催国
は、政府を代表する国際博覧会政府代表を任命す
ることとなつておりますので、日本万国博覧会及
び沖繩海洋博覧会の際における先例と同様国際科
学技術博覧会政府代表を臨時措置法により設置
し、その任務、給与等について所要の事項を定め
る必要があります。したがって、今回提案の
法律案のごとく、外務省に、特別職の国家公務員
たる国際科学技術博覧会政府代表一人を置き、条
約及び条約第二十七条の規定に基づき、博覧会国
際事務局が制定した国際科学技術博覧会一般規則
の定めるところにより、国際科学技術博覧会に關
するすべての事項について日本政府を代表すること
とを任務とする政府代表の職を設けることとした
次第であります。また、この政府代表がその任務
を円滑に遂行することができるよう、それぞれの
関係各省庁の長が、必要な国内的措置をとること
が適当でありますので、法案中にその旨を規定す
ることとしました。
さらに、本法案においては、政府代表の俸給月
額、代表の任免手続等について定めておられるほか、
本法律案中には附則として、博覧会が終了した
後、一年の期間を経過しますと失効する旨の規定
を設けております。

以上が、この法案の提案理由及びその内容の概
要であります。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらん
ことをお願いいたします。
○中山委員長 これにて提案理由の説明は終わ
りました。
各案件に対する質疑は後日に譲ることとした
ます。
次回は、来る二十四日水曜日午前十時理事会、
午前十時三十分委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。
午後一時一分散会

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び
航海に関する条約の締結について承認を求め
るの件
日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航
海に関する条約の締結について、日本国憲法第七
十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承
認を求め。
理由
政府は、日本国とドイツ民主共和国との間の友
好関係を強化し、かつ、両国間の経済関係の発展
を促進するため、昭和五十六年五月二十八日に東
京で、日本国とドイツ民主共和国との間の通商及
び航海に関する条約に署名した。よって、この条
約を締結することといたしたい。これが、この案
件を提出する理由である。
日本国とドイツ民主共和国との間の通商及
び航海に関する条約
日本国政府及びドイツ民主共和国政府は、
両国間の友好及び相互協力の関係を強化するこ
と並びに両国間の経済関係を深めかつ一層発展さ
せることを希望し、
通商及び航海に関する条約を締結することに決
定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員

以上が、この法案の提案理由及びその内容の概
要であります。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同あらん
ことをお願いいたします。
○中山委員長 これにて提案理由の説明は終わ
りました。
各案件に対する質疑は後日に譲ることとした
ます。
次回は、来る二十四日水曜日午前十時理事会、
午前十時三十分委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。
午後一時一分散会

を任命した。

日本国政府

日本国外務大臣 園田 直

ドイツ民主共和国政府

ドイツ民主共和国外務大臣 オスカール・フ
インジャー

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

両締約国は、両国間の貿易を發展させ及び両国間の経済関係を強化することを目的として平等及び相互の利益の原則に基づき協力するよう並びに、この目的の達成のための発意及び措置を奨励するよう、それぞれの国の法令に従い、努力するものとする。

第二条

1 輸入若しくは輸出に対し若しくはこれらに關連して課税され又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転に対し課税されるすべての種類の関税及び課税金に關し、これらの関税及び課税金の徴収の方法に關し、輸入及び輸出に關連するすべての規則及び手續に關し、並びに第四条に規定するすべての事項に關し、いづれか一方の締約国が第三国を原産地とする産品又は第三国に仕向けられる産品に對して与えており又は將來与えることのあるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又は他方の締約国の領域に仕向けられる同様の産品に對し、即時に、かつ、無条件に与えられる。

2 1の規定は、いづれか一方の締約国が与える次の特別の利益には、適用しない。

(a) 国境貿易を容易にするため隣接国に与える特別の利益

(b) 当該一方の締約国の法令により輸入品として取り扱われる海産物のうち当該一方の締約国の船舶によつて採捕された海産物又は海上において当該一方の締約国の船舶内で加工若

しくは製造することにより得られた海産物に与える特別の利益

第三条

1 いづれか一方の締約国の産品も、一又は二以上の第三国の領域を通過して輸送された後のものであつても、他方の締約国の領域への輸入に際しては、それらの産品が当該一方の締約国の領域から直接に輸入された場合に課される関税又は課税金よりも高い関税又は課税金を課されることはない。

2 1の規定は、第三国の領域を通過する間に積み替えられ、再包装され又は倉庫において保管された産品についても、適用する。

第四条

1 いづれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、同様の国内産品に直接に又は間接に課されるいかなる種類の内国税その他の内国税課税金よりも高い内国税その他の内国税課税金を、直接にも間接にも、課してはならない。

2 いづれか一方の締約国の領域を原産地とする産品で他方の締約国の領域に輸入されたものには、当該他方の締約国の領域内において、国内における当該産品の販売、販売のための提供、購入、輸送、流通又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、国内原産の同様の産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

第五条

1 いづれか一方の締約国も、いづれかの産品の他方の締約国の領域からの輸入又はその領域への輸出に對し、いかなる禁止又は制限も課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され又は制限される場合は、この限りでない。

2 1の規定は、各締約国が、重大な安全上の利益の保護、公衆衛生の保護並びに病氣、害虫及

び寄生物に對する動植物の保護に關する措置を採用し又は実施することを妨げるものと解してはならない。

第六条

第二条1の規定の適用を妨げることなく、各締約国は、一時的に自国の領域に持ち込まれ、かつ、自国の領域から持ち出される他方の締約国の次の物品に對し、自国の法令の定めるところにより、関税及び課税金の免除に關して最惠国待遇を与える。

(a) 商品見本

(b) 試験用及び実験用の物品

(c) 展覧會、共進會及び見本市に出品される物品

(d) 組立工が設備の組立て及び取付けに用いる器具

(e) 加工され又は修理される物品及び加工又は修理に必要な材料

(f) 輸出され又は輸入される貨物の容器

第七条

1 いづれか一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、身体及び財産の保護に關し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

2 いづれか一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に對して申立てをする権利に關し、内国民待遇及び最惠国待遇を与えられる。

3 各締約国の国民は、自国の領事官と通信し及びその事務所に自国の領事官を訪問する権利を与えられる。

4 いづれか一方の締約国の領域内において他方の締約国の国民が、公判前においてであるかその他の場合においてであるかを問わず、拘禁その他の身体の自由の制限を受けた場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、直ちに、当該他方の締約国の領事官に通報しなければならない。当該他方の締約国の領事官は、遅滞なく当該国民を訪問し及び当該国民と通信することを許される。

く当該国民を訪問し及び当該国民と通信することを許される。

5 いづれか一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、第三国の国民に課される租税、手数料若しくは課税金よりも重い又はこれら以外のいかなる種類の租税、手数料又は課税金も課されることはない。ただし、各締約国は、相互主義に基づいて租税に關する特定の利益を与える権利又は二重課税の回避のための協定により租税に關する特別の利益を与える権利を留保する。

第八条

いづれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の港その他の投錨地に入るときは、当該一方の締約国の領事官は、当該船舶並びにその乗組員及び旅客に對して十分な援助を与える権利を有する。

第九条

1 いづれか一方の締約国の法令に從つて組織され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する法人は、他方の締約国の領域内においても、法人として認められる。

2 いづれか一方の締約国の国民及び法人も、他方の締約国の領域内において、事業活動(商業、工業及び金融業の活動を含む)に關するすべての事項について、最惠国待遇を与えられる。

3 いづれか一方の締約国の法人は、他方の締約国の領域内において、当該他方の締約国の法令に從い代理人によつて代表される権利を有する。

4 第七条の規定は、法人に適用することのできる範囲内において1の法人にも適用する。

第十条

1 いづれか一方の締約国の国旗を掲げる船舶で、国籍の証明のため当該一方の締約国の法令により要求される書類を備えているものは、公海並びに他方の締約国の港、場所及び水域において、当該一方の締約国の船舶と認められる。

2 いづれか一方の締約国の権限のある当局が発給した船舶のトン数の測定に關する証書は、他

方の締約国の権限のある当局により、その発給した証書と同等のもの認められる。

3 いずれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と同様の限度においてかつ同様の条件で、外国との間における通商及び航海のために開放されている当該他方の締約国のすべての港、場所及び水域に出入し及び停泊する権利を有する。

4 1から3までの規定は、沿岸貿易には、適用しない。いずれか一方の締約国の商船が、外国から輸送する旅客若しくは積荷の全部若しくは一部の積荷の全部若しくは一部は外国向けの旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載するため、他方の締約国の法令の定めるところにより当該他方の締約国の一の港から他の港への航行をすることは、沿岸貿易とはみなされない。

5 この条約において「商船」には、漁船を含まない。

第十一条

1 いずれの一方の締約国も、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合において、自国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対して与える援助、保護及び免除と同様の援助、保護及び免除を他方の締約国の船舶並びにその乗組員、旅客及び積荷に対して与える。当該船舶から引き揚げられた物品については、国内消費のために搬入される場合を除くほか、すべての関税を免除する。

2 いずれか一方の締約国の船舶が他方の締約国の沿岸で座礁し又は難破した場合には、当該他方の締約国の関係当局は、最寄りの地にある船舶所屬国の領事官又は、当該領事官がいな

合には、当該船舶所屬国の外交使節団にその旨を通報する。

第十二条

1 締約国は、いずれか一方の締約国の国民若しくは第九条の法人に該当する法人と他方の締約国の国民若しくは同条の法人に該当する法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争の解決のため、両国の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法により奨励するものとする。

2 各締約国は、いずれか一方の締約国の国民若しくは第九条の法人に該当する法人と他方の締約国の国民若しくは同条の法人に該当する法人との間で締結される商事契約から又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、仲裁判断の援用がされる領域の手続規則に従ってこれを執行する。もつとも、仲裁による当該紛争の解決につき契約自体又は妥当な形式により作成された別個の約定において規定している場合に限る。

3 仲裁判断の承認及び執行は、次の場合には、拒否することができる。

(1) 判断の援用を不利益とする当事者の請求がある場合において、当該当事者が、承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局に対し次のいずれかについての証拠を提出するときは、

(a) 2にいう契約又は約定の当事者が、適用を受ける法令により無能力者であったこと又は当該契約若しくは約定が、これらの当事者が準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかつたときは判断が行われた国の法令により無効であること。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断を付託されたものができ

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従つたものでなかつたこと又は、そのような合意がなかつたときは、仲裁が行われた国の法令に従つたものでなかつたこと。

(e) 判断が、当事者を拘束するものとなるに至つていないこと又は、判断が行われた国若しくは判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある当局により、取り消され若しくは停止されたこと。

(2) 承認及び執行を求められた締約国の権限のある当局が次のいずれかを認める場合

(a) 紛争の対象である事項が、当該締約国の法令により仲裁による解決の不可能なものであること。

(b) 当該判断の承認及び執行をすることが、当該締約国の公の秩序に反すること。

1 この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限り速やかにベルリンで交換されるものとする。

2 この条約は、批准書の交換の日の後三十日目に効力を生じ、五年の期間効力を有するものとし、その後は、3に定めるところにより終了する時まで効力を存続する。

3 いずれの一方の締約国も、六箇月前に他方の締約国に対して文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の終わりに又はその後いつでもこの条約を終了させることができる。

以上の証拠として、各全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百八十一年五月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田 直
ドイツ民主共和国政府のために
オスカール・フィッシャー

日本国とドイツ民主共和国との間の通商及び航海に関する条約(以下「条約」という。)に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受け、条約の不可分の一部と認められる次の規定を更に協定した。

1 条約のいかなる規定も、著作権及び工業所有権に関するいかなる権利も許与し、又はいかなる義務も課するものとならない。

国が関税及び貿易に関する一般協定若しくは国際通貨基金協定又はこれらを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国である場合には、これらの協定に基づく当該一方の締約国の権利及び義務を害するものと解してはならない。

4 (1) 各締約国は、自国が国家企業を設立し若しくは維持し又はいずれかの企業に対して排他的な若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与える場合においてこれらの国家企業又は企業が輸入又は輸出を伴う購入又は販売を行うときは、これらの国家企業又は企業を無差別待遇の一般原則に合致する方法で行動させることを約束する。

(2) (1)の規定は、(1)にいう国家企業又は企業が、条約の規定に妥当な考慮を払った上、商業的考慮(価格、品質、入手可能性、市場性その他購入又は販売の条件に対する考慮をいう。)にのみ従つて(1)にいう購入又は販売を行うことを要求するものと了解される。

5 条約第七條に關し、次のことが了解される。
(a) 第七條の通報は、当該他方の締約国の国民が拘禁その他の身体の自由の制限を受けた時からいかなる場合にも三日以内には行わなければならない。
(b) 当該他方の締約国の領事官は、当該他方の締約国の国民が拘禁その他の身体の自由の制限を受けた時からいかなる場合にも四日以内には当該国民を訪問し及び当該国民と通信することを許される。

6 条約の適用上、条約第九條の最恵国待遇は、直接投資(次に掲げる方法によるものを含む。)については、相互主義に基づいて与えられることが合意される。
(a) 出資者に専属する企業、子会社又は営業所の設立又は拡張
(b) 既存の企業の所有権の完全取得
(c) 新設又は既存の企業への参加
以上の証拠として、各全権委員は、この議定書

に署名調印した。
千九百八十一年五月二十八日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
園田 直

ドイツ民主共和国政府のために
オスカー・フィッシャー

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について承認を求めめるの件

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の延長に関する議定書は、これらの規約の有効期間をそれぞれ二年間延長するものであり、我が国がこれらの議定書を締結することは、小麦の需給関係を安定させ及び開發途上国における食糧不足を緩和するための國際協力に引き続き貢献する見地から有意義であると認められる。よつて、これらの議定書を締結することとしたし、これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書

前文

千九百七十一年の國際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書を作成する會議は、

千九百四十九年の國際小麦協定が千九百五十三年、千九百五十六年、千九百五十九年、千九百六十二年、千九百六十五年、千九百六十六年、千九百六十七年、千九百六十八年、千九百七十一年、千九百七十四年、千九百七十五年、千九百七十六年、千九百七十八年及び千九百七十九年に修正され、更新され又はその有効期間の延長がされたことを考慮し、

千九百七十九年に議定書により更に有効期間の延長がされた千九百七十一年の小麦貿易規約及び千九百八十年の食糧援助規約の二の別個の法的文書で構成される千九百七十一年の國際小麦協定が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書及び千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書を作成した。

千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書の締結は、千九百七十九年に議定書により更に有効期間の延長がされた千九百七十一年の國際小麦協定中の千九百七十一年の小麦貿易規約(以下「規約」とい

う。)が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、
次のとおり協定した。
第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了
規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十三年六月三十日まで、この議定書の締約国の間で引き続き効力を有する。ただし、同日前に小麦を対象とする新たな國際協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな國際協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定
規約の次の規定は、千九百八十一年七月一日以後適用されない。
(a) 第十九條(4)
(b) 第二十二條から第二十六條まで
(c) 第二十七條(1)
(d) 第二十九條から第三十一條まで
第三条 定義
この議定書において「政府」というときは、欧州經濟共同体(以下「共同体」といふ)を含む。したがつて、政府による署名並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び暫定的適用宣言というときは、共同体については、その権限のある当局が共同体の名において行ひ署名及び暫定的適用宣言並びに共同体の制度上の手続により國際協定の締結のために寄託することとされてゐる文書の寄託を含む。

第四条 會計
第七條(1)(b)の規定によりこの議定書に加入する加盟輸出国又は加盟輸入国の最初の分担金の額は、当該加盟国に配分される票數及び收穫年度の残余の期間を基礎として、理事會が決定する。この場合において、当該收穫年度における他の加盟輸出国及び加盟輸入国の分担金の額は、変更しない。

第五条 署名
この議定書は、千九百八十一年三月二十四日か

この議定書は、千九百八十一年三月二十四日か

五月十五日まで、ワシントンにおいて、千九百七十九年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締結国政府及び千九百八十一年三月六日において千九百七十九年の議定書により更に有効期間の延長がされた規約の締結国と暫定的にみなされる国の政府並びに国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国であり、かつ、規約の付表A又は付表Bに掲げられている国の政府による署名のために、開放しておく。

第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十一年六月三十日までにアメリカ合衆国政府に寄託する。もつとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条 加入

(1) この議定書は、次に定めるところにより、加入のために開放しておく。

(a) 千九百八十一年六月三十日までは、規約の付表A又は付表Bに同日現在で掲げられている加盟国の政府による加入。もつとも、理事会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(b) 千九百八十一年六月三十日後は、国際連合、その専門機関又は国際原子力機関の加盟国の政府による加入。ただし、加盟輸出国が投する票の三分の二以上及び加盟輸入国が投する票の三分の二以上による議決で理事会が適当と認める条件に基づくものでなければならぬ。

(2) 加入は、アメリカ合衆国政府に加入書を寄託することによつて行ふ。

(3) 規約及びこの議定書の実施上、規約の付表Aに掲げる加盟国又は規約の付表Bに掲げる加盟国というときは、理事会の定める条件に基づき

その政府が規約に加入した加盟国及び(1)(b)の規定によりその政府がこの議定書に加入した加盟国も、該当する付表に掲げられているものとみなす。

第八条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。その他の政府がこの議定書に署名する資格を有するもの又は加入の申請が理事会によつて承認されたものも、暫定的適用宣言をアメリカ合衆国政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものと、暫定的にこの議定書の締結国政府とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、千九百八十一年六月三十日までに、規約の付表Aに定める票数の六十パーセント以上の票を有する加盟輸出国及び規約の付表Bに定める票数の五十パーセント以上の票を有する加盟輸入国を代表する政府(同日において規約の締結国であつたものならばそのような票を有することとなる政府を含む)が第六条から前条までの規定により批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託していることを条件として、千九百八十一年七月一日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを合意によつて決定することができる。

第十条 寄託政府による通報

アメリカ合衆国政府は、寄託政府として、この議定書の署名、批准、受諾、承認及び暫定的適用、この議定書への加入、規約第二十七条の規定により受領した通告並びに規約第二十八条の規定により受領した宣言及び通告をすべての署名政府及び加入政府に通報する。

第十一条 この議定書の認証謄本

寄託政府は、国際連合憲章第百二条の規定による登録のため、この議定書の効力発生の後でできる限り速やかに、国際連合事務総長に対し、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語によるこの議定書の認証謄本を送付する。この議定書の改正も、同様に通報する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定を構成する一の文書である千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長及び同協定を構成する他の文書である千九百八十一年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託する。同政府は、各署名国、各加入国及び理事会の事務局長に対し、その認証謄本を送付する。

千九百八十年の食糧援助規約の有効期間の第一次延長に関する千九百八十一年の議定書

この議定書の締結国は、千九百七十一年の国際小麦協定中の千九百八十一年の食糧援助規約(以下「規約」という)が千九百八十一年六月三十日に効力を失うことを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 規約の有効期間の延長並びに規約の失効及び終了

規約は、次条の規定に従うことを条件として、千九百八十三年六月三十日まで、この議定書の締結国の間で引き続き効力を有する。ただし、同日

前に食糧援助を対象とする新たな協定が効力を生ずる場合には、この議定書は、その新たな協定の効力発生の日の前日までの間に限り効力を有する。

第二条 規約中の適用されない規定

規約の次の規定は、千九百八十一年七月一日以後適用されない。

(a) 第十二条

(b) 第十七条

(c) 第十八条(1)

第三条 国際食糧援助

この議定書により有効期間の延長がされた規約の実施上、第八条(2)の規定によりこの議定書に加入した加盟国は、同条の関係規定に従つて定められる当該加盟国の最小輸出量とともに規約第三条(3)に掲げられているものとみなす。

第四条 署名

この議定書は、千九百八十一年三月二十四日から五月十五日まで、ワシントンにおいて、規約第三条(3)に掲げる国の政府による署名のために開放しておく。

第五条 寄託政府

アメリカ合衆国政府は、この議定書の寄託政府とする。

第六条 批准、受諾又は承認

この議定書は、各署名政府により、自国の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、千九百八十一年六月三十日までに寄託政府に寄託する。もつとも、規約に規定する食糧援助委員会(以下「委員会」という)は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託しなかつた署名政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

第七条 暫定的適用

署名政府は、この議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締結国政府と

みなされる。

第八条 加入

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府であつてこの議定書に署名しなかつたものによる加入のために開放しておく。加入書は、千九百八十一年六月三十日までで寄託政府に寄託する。もつとも、委員会は、同日までに加入書を寄託しなかつた政府に対し、その期限について一回又は二回以上の延長を認めることができる。

(2) この議定書は、次条の規定により効力を生じた後は、委員会の適当と認める条件に基づく規約第三条(3)に掲げる国以外の国の政府による加入のために開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

(3) (1)又は(2)の規定によりこの議定書に加入する政府は、加入書を寄託するまでの間についてのこの議定書の暫定的適用宣言を寄託政府に寄託することができる。暫定的適用宣言を寄託する政府は、暫定的にこの議定書を適用するものとし、暫定的にこの議定書の締約国政府とみなされる。

第九条 効力発生

(1) この議定書は、規約第三条(3)に掲げる国の政府が千九百八十一年六月三十日までで批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を寄託しており、かつ、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが効力を有していることを条件として、千九百八十一年七月一日に効力を生ずる。

(2) この議定書が(1)に定めるところにより効力を生ずることとならなかつた場合には、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書又は暫定的適用宣言を既に寄託した政府は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のい

ずれかが効力を有していることを条件として、この議定書が当該政府の間で効力を生ずることを全員一致の合意によつて決定することができるものとし、また、事情により必要と認められるすべての措置をとることができる。

第十条 有効期間

この議定書は、千九百七十一年の小麦貿易規約の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書又は千九百七十一年の小麦貿易規約に代わる新たな小麦貿易規約のいずれかが千九百八十三年六月三十日まで効力を有することを条件として、同日まで効力を有する。

第十一条 正文

英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の原本は、寄託政府に寄託する。寄託政府は、各署名政府及び各加入政府に対し、その認証謄本を送付する。

第十二条 前文とこの議定書との関係

この議定書には、千九百七十一年の国際小麦協定の有効期間の第六次延長に関する千九百八十一年の議定書の前文を含む。

以上の証拠として、下名は、各自の政府又は権限のある当局から正当に委任を受けて、その署名に対応して掲げる日にこの議定書に署名した。

国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

第一条 この法律は、昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会に關し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表の設置及びその任務、給与等について定めることを目的とする。

2 この法律において、「国際博覧会条約」とは、千九百二十八年十一月二十二日にパリで署名され、千九百四十八年五月十日、千九百六十六年

十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書によつて改正され及び補足された国際博覧会に關する条約をいう。

(国際科学技術博覧会政府代表) 第二条 外務省に、国際科学技術博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とし、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条に規定する外務職員以外の外務公務員とする。

(任務)

第三条 代表は、国際科学技術博覧会に關する事項について、国際博覧会条約(同条約第二十七条の規定に基づいて制定された国際科学技術博覧会一般規則を含む。)の定めるところにより日本国政府を代表することを任務とする。

第四条 關係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとるものとする。

(任免)

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償) 第六条 代表の俸給月額は、九十一万円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉施設については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この法律は、国際科学技術博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

理由

昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として国際科学技術博覧会政府代表を置くこととし、その任務、給与等について所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外務委員會議録第一号中正誤
ページ 段行 誤
三三 不可決 不可欠 正